

参考資料 (地域振興関連施策関係) 目次

1. 地域差の現状

- ・地域差の現状 (県民所得) ……1
- ・地域差の現状 (家計状況) ……2
- ・地域差の現状 (産業動向) ……3
- ・社会的サービスに関する住民満足度 (1) (2) ……4, 5
- ・人口規模別にみた生活関連サービスの充足状況 ……6

2. 現行の地域振興関連施策

- ・全国総合開発計画 (全総) の比較 ……7
- ・全国総合開発計画と主な関連施策 ……8
- ・主な地域振興関連施策 (1) (2) ……9, 10
- ・振興拠点地域制度 (多極法) の実施状況 ……11
- ・地方拠点都市地域制度 (拠点法) の実施状況 ……12
- ・主な条件不利地域施策の対象エリア ……13
- ・条件不利地域の現状 (過疎地域の人口構成・財政力を例に) ……14
- ・条件不利地域の現状 (過疎地域の生活環境基盤を例に) ……15
- ・条件不利地域の現状 (過疎地域の情報通信基盤を例に) ……16
- ・過疎法等の目的規定・主な支援措置の変遷 ……17

- ・過疎対策事業関連の投資額 ……18
- ・過疎対策事業の実施状況・地方財政における位置付け ……19
- ・離島振興計画の進捗状況について ……20
- ・離島振興法に基づく非公共事業の指定について ……21
- ・EU (欧州連合) の地域政策 (構造政策) ……22
- ・EU (欧州連合) の構造基金 ……23
- ・EU (欧州連合) のLEADER事業 ……24
- ・諸外国の地域振興関連施策 ……25

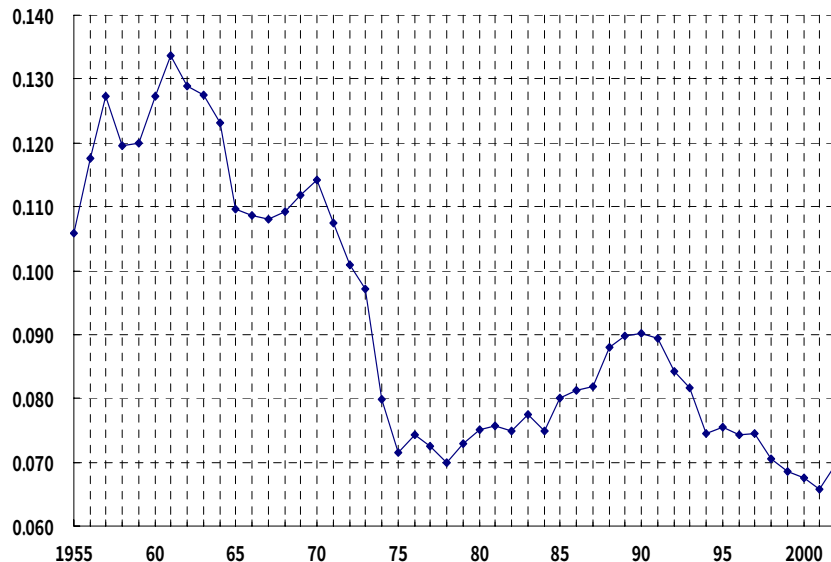
3. 今後の施策の方向性等

- ・過疎地域で望まれる施策 ……26
- ・居住地域ごとに望まれている生活環境の改善内容 ……27
- ・市町村合併の状況等 ……28
- ・過疎地域の指定状況 (広島県の例) ……29
- ・過疎地域の指定要件と合併市町村の特例 ……30
- ・今後の過疎対策について
(平成16年6月過疎問題懇談会) ……31

地域差の現状 (県民所得)

県民所得でみた地域差は長期のスパンでは大幅に縮小。

県民所得で見た地域差の推移
(一人当たり県民所得のジニ係数)



(出典) 内閣府「県民経済計算」、総務省「国勢調査報告」及び「人口推計年報」を基に国土交通省国土計画局作成

- 注) 1. ジニ係数とは、分布の偏りを表す指標であり、0から1までの値をとり、1に近いほど地域間の格差が大きいことを示している。
2. 1955年度から1970年度の沖縄県の人口は、1955年、60年、65年、70年の数値をもとに算出した5年間の平均増加率により推計した。
3. 県民所得は、1955年度から1991年度までが68SNA、1992年度以降が93SNAに基づく数値である。

各都道府県の県民所得
(2002年度)

	上位3都県			下位3県			全国平均
順位 都 県	1 東 京	2 愛 知	3 静 岡	45 鹿児島	46 青 森	47 沖 縄	
1人当たり県民所得 (千円)	4,080	3,421	3,221	2,246	2,213	2,031	2,916
全国平均比	139.9	117.3	110.5	77.0	75.9	69.7	100.0

(出典) 内閣府「県民経済計算」を基に国土交通省国土計画局作成

注) 「県民所得」は、県内居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって発生した純付加価値の総額で、要素別には雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成される。「一人当たり県民所得」は県民所得を各県の総人口で除したもので、県の総合的な経済力を示す指標となる。

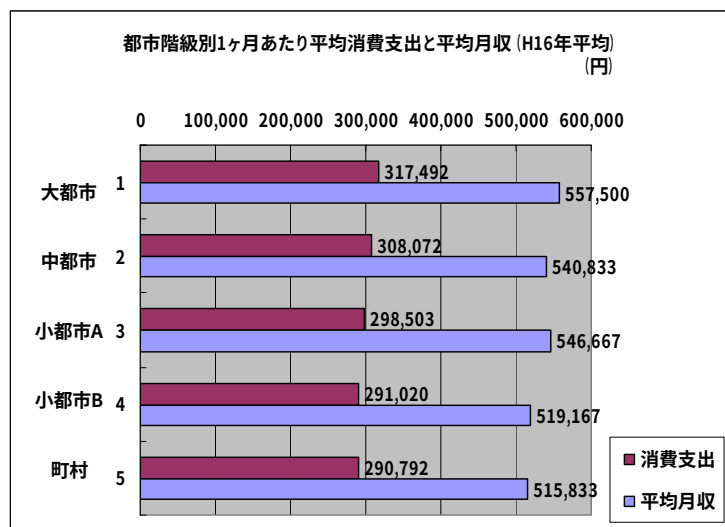
地域差の現状 (家計状況)

家計収入には地域ごとに差があるが、同時に生活費にも違いがある。

都市階級別1ヶ月あたり平均消費支出と平均月収 (平成16年平均) (単位:円)

	全国	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町村
消費支出	304,203	317,492	308,072	298,503	291,020	290,792
食料	70,116	75,020	70,857	69,604	65,103	64,655
住居	19,474	24,847	22,089	16,753	16,106	12,080
光熱・水道	20,990	20,693	20,819	21,193	21,039	21,427
家具・家事用品	9,961	9,869	9,883	10,318	10,398	9,678
被服及び履物	13,572	15,263	13,870	13,280	11,387	11,880
保健医療	12,215	13,075	12,134	12,551	10,849	11,299
交通・通信	39,272	38,886	38,897	38,618	39,878	40,951
教育	13,581	15,643	14,583	13,753	9,381	10,305
教養娯楽	31,262	34,543	32,342	29,739	26,402	28,374
その他	73,760	69,653	72,599	72,695	80,478	80,142
年間収入 (万円)	647	669	649	656	623	619
平均月収	539,167	557,500	540,833	546,667	519,167	515,833

(注) 平均月収は年間収入を12で割った値



(出典) 総務省「平成16年家計調査 (農林漁家世帯を含む結果)」を基に国土交通省国土計画局作成

(注)

「大都市」 政令指定都市及び東京都区部

「中都市」 「大都市」を除く人口15万以上の市

「小都市A」 人口5万以上15万未満の市

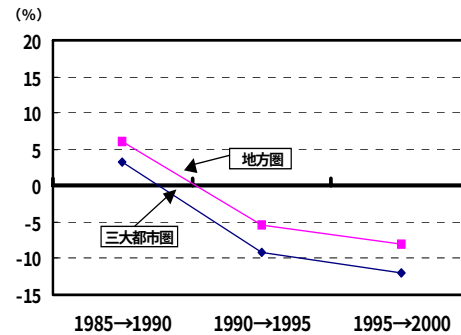
「小都市B」 人口5万未満の市

地域差の現状 (産業動向)

地方圏においても製造業の減少は大きく、サービス業が雇用を支えているが、近年はサービス業就業者数の増加が大都市圏に比して緩やかになる傾向にある。

[製造業の動向]

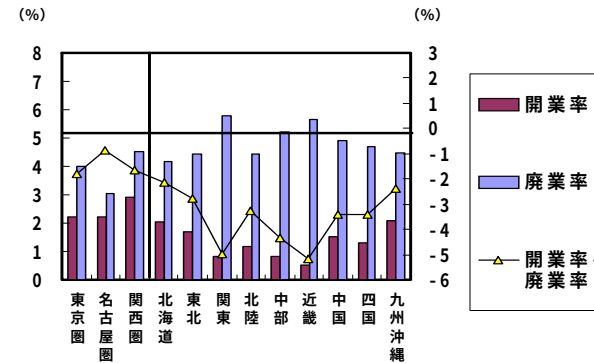
三大都市圏、地方圏別就業者数伸び率の推移



(注) 関東、中部、近畿ブロックの数値は、各々、東京圏、名古屋圏、関西圏の数値を除いたものである。

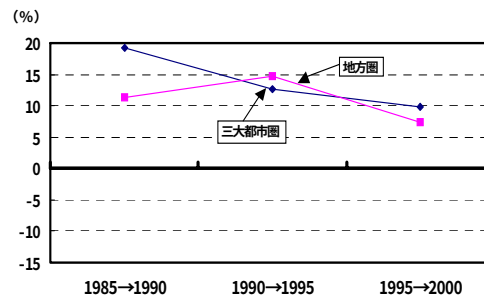
(出典) 各年度国勢調査より国土交通省国土計画局作成。

事業所開廃業率 (1996～2001年平均)



(出典) 平成13年度事業所企業統計調査 (総務省) より国土交通省国土計画局作成。

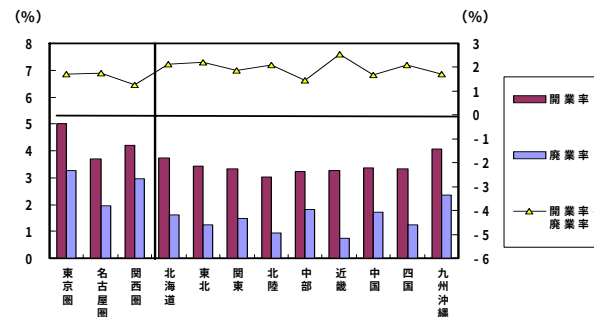
三大都市圏、地方圏別就業者数伸び率の推移



(注) 関東、中部、近畿ブロックの数値は、各々、東京圏、名古屋圏、関西圏の数値を除いたものである。

(出典) 各年度国勢調査より国土交通省国土計画局作成。

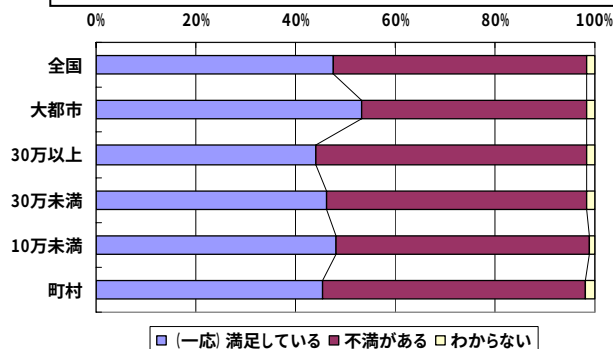
事業所開廃業率 (1996～2001年平均)



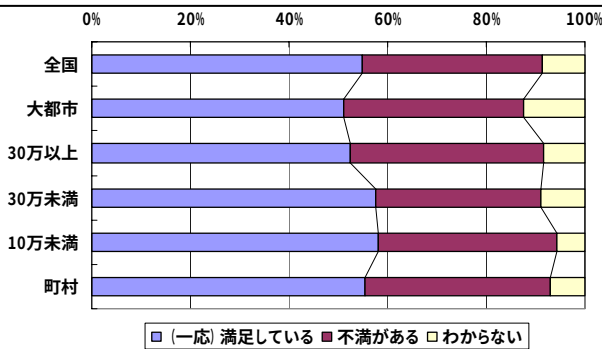
(出典) 平成13年度事業所企業統計調査 (総務省) より国土交通省国土計画局作成。

社会的サービスに関する住民満足度 (1)

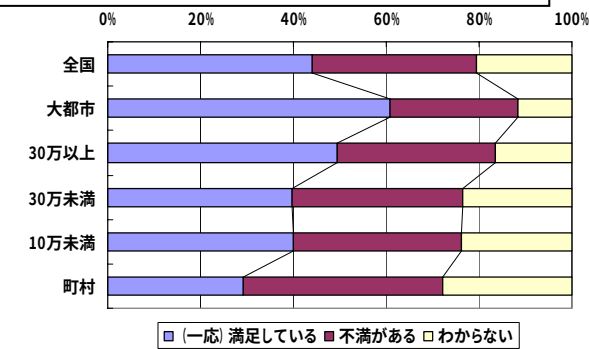
行政が提供する社会的サービス・公共施設に関して、公共交通機関と防災施設への住民満足度に差が見られるが、その他のサービス・施設には特に目立った違いは見られない。



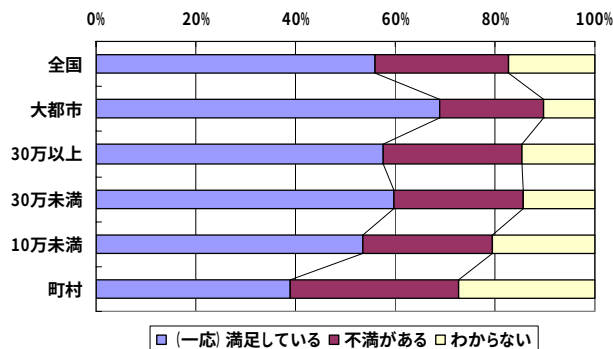
住宅周辺の道路の満足度



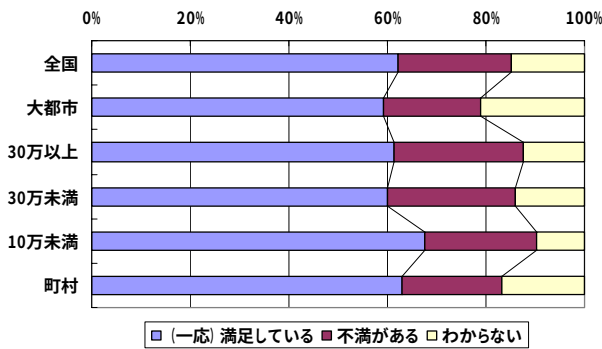
国道などの幹線道路の満足度



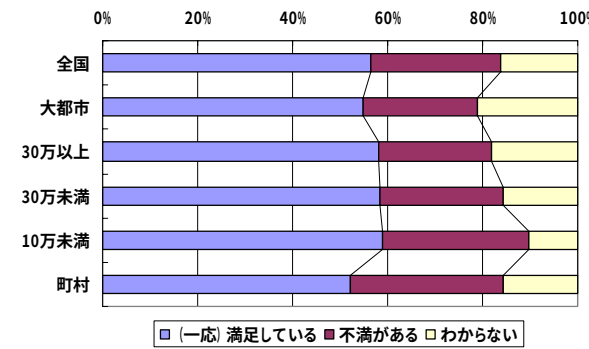
バスや路面電車の満足度



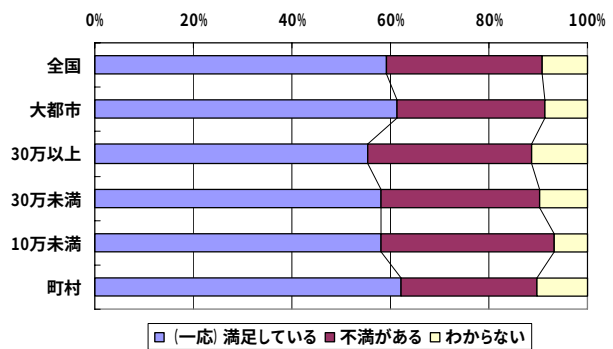
J Rや私鉄・地下鉄の満足度



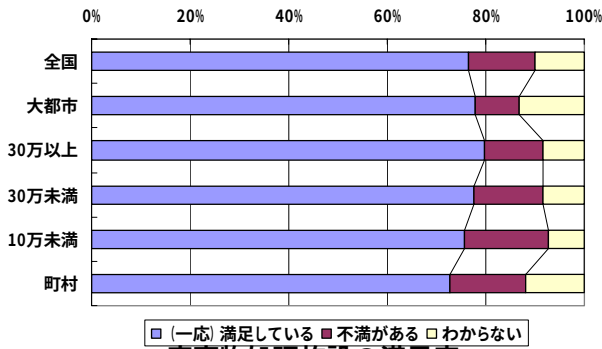
教育・社会教育関係の施設の満足度



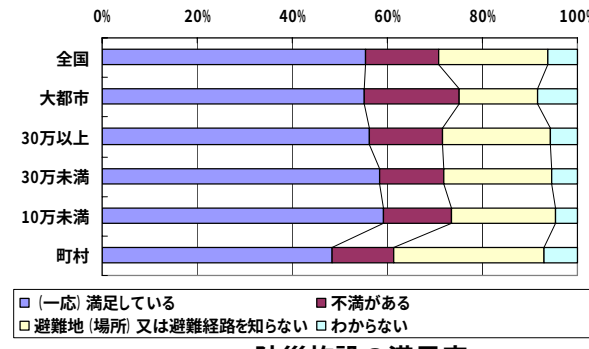
福祉・厚生関係施設の満足度



公園などの施設の満足度



廃棄物処理施設の満足度



防災施設の満足度

社会的サービスに関する住民満足度(2)

バスや路面電車の不満な点

(前頁調査で不満があると答えた者が複数回答) (%)

	運行回数が少ない (待ち時間が長い)	路線が不便だ(駅や停留所まで遠い、接続が悪い)	時間(ダイヤ)どおりに来ない、着かない	最終便の時間が早い	料金が高い	高齢者、障害者などが利用しにくい	その他
大都市	44.2	30.2	45	18.6	13.2	7.8	7.8
30万以上	46.5	44.2	24.8	16.3	24	11.6	5.4
30万未満	63.1	37.5	18.8	15.6	15.6	14.4	5
小都市	56.6	43.4	8.6	15.1	11.8	14.5	11.2
町村	65.6	44.6	14	18.3	18.3	15.1	5.9

JRや私鉄・地下鉄の不満な点

(前頁調査で不満があると答えた者が複数回答) (%)

	路線が不便だ(駅まで遠い、接続が悪い)	運行回数が少ない (待ち時間が長い)	料金が安い	混雑する	階段の上り下りが多すぎる(エスカレーターなどが少ない)	高齢者、障害者などが利用しにくい	最終便の時間が早い	速度が遅い(時間がかかる)	その他
大都市	30.6	20.4	30.6	31.6	24.5	18.4	13.3	8.2	7.1
30万以上	34.3	16.2	24.8	27.6	18.1	15.2	20	2.9	12.4
30万未満	35.1	33.3	35.1	17.5	21.1	20.2	11.4	8.8	7
10万未満	45.4	36.1	30.6	8.3	6.5	11.1	15.7	4.6	5.6
町村	49.3	47.3	19.9	8.2	10.3	13	8.9	2.1	1.4

福祉・厚生関係の不満に感じている施設

(前頁調査で不満があると答えた者が一つだけ回答) (%)

	病院、診療所	高齢者施設(※)	保育所	障害者施設	保健所	その他
大都市	57.5	21.2	7.1	5.3	4.4	2.7
30万以上	46.7	21.1	14.4	4.4	7.8	4.4
30万未満	55.8	28.3	4.4	4.4	5.3	1.8
10万以上	52.7	20.2	8.5	9.3	8.5	0.8
町村	67.1	19.3	4.3	6.4	2.9	—

(※老人ホーム、デイサービスやショートステイなどの実施施設など)

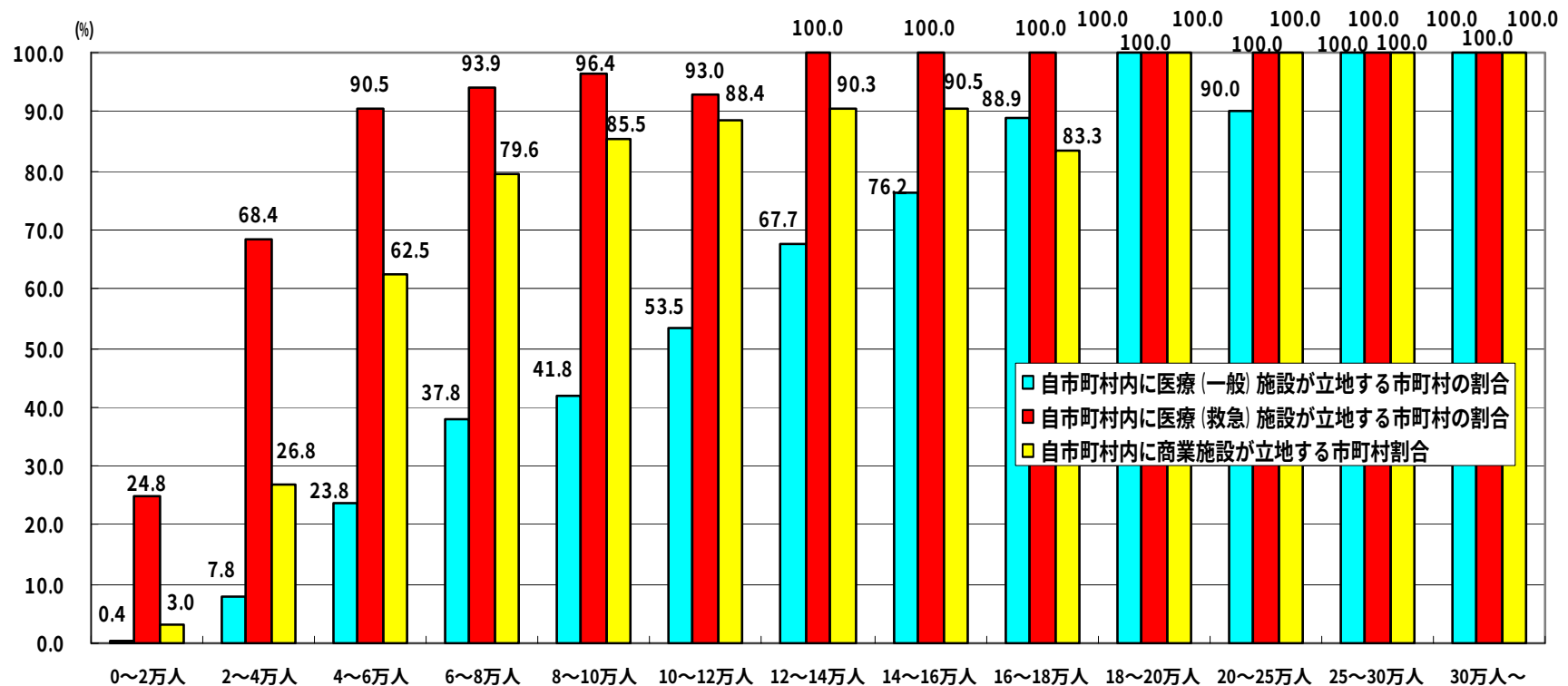
防災施設の不満な点

(前頁調査で不満があると答えた者が複数回答) (%)

	避難地(場所)が遠い	避難地(場所)又は避難経路の周知が徹底されていない	避難地(場所)の環境が悪い(狭い、夜は暗いなど)	避難経路が通りにくい	避難地(場所)が決定されていない	その他
大都市	64.9	29.8	17	20.2	1.1	5.3
30万以上	60.3	29.3	20.7	19	1.7	3.4
30万未満	44.8	34.5	20.7	15.5	15.5	3.4
10万未満	36.7	41.7	26.7	10	15	6.7
町村	41.1	37.5	25	12.5	32.1	5.4

人口規模別にみた生活関連サービスの充足状況

自市町村内に医療・商業施設が立地する市町村の割合（全国）



	0～2万人	2～4万人	4～6万人	6～8万人	8～10万人	10～12万人	12～14万人	14～16万人	16～18万人	18～20万人	20～25万人	25～30万人	30万人～	全体
市町村数	2,218	421	168	98	55	43	31	21	18	9	20	20	85	3,207

（出典）総務省「国勢調査報告」等を基に国土交通省国土計画局作成

注）ここでの医療・商業施設とは以下のとおり。

医療（一般）：重要性、ニーズの高い16の診療科目（内科、呼吸器科、消化器科（胃腸科）、循環器科、小児科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科）

医療（救急）：救命救急センター若しくは救急告示病院

商業：店舗面積1万㎡以上の百貨店、スーパー、ショッピングセンター若しくは寄合百貨店

全国総合開発計画（全総）の比較

	全国総合開発計画 （全総）	新全国総合開発計画 （新全総）	第三次全国総合開発 計画（三全総）	第四次全国総合開発 計画（四全総）	21世紀の国土の グランドデザイン
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日
策定時内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣	橋本内閣
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得格差の拡大 3 所得倍增計画（太平洋ベルト地帯構想）	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方分散の兆し 3 国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代（地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流） 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から おおむね10年間	おおむね平成12年 （2000年）	平成22年から27年 （2010-2015年）
基本目標	地域間の均衡ある 発展	豊かな環境の創造	人間居住の 総合的環境の整備	多極分散型国土の 構築	多軸型国土構造 形成の基礎づくり
開発方式 等	拠点開発構想 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反应的に開発をすすめ、地域間の均衡ある発展を実現する。	大規模プロジェクト 構想 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	定住構想 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	交流ネットワーク 構想 多極分散型国土を構築するため、①地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進、②基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進、③多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成。	参加と連携 一多様な主体の参加と地域連携による国土づくり（4つの戦略） 1 多自然居住地域 （小都市、農山漁村、中山間地域等）の創造 2 大都市のリノベーション （大都市空間の修復、更新、有効活用） 3 地域連携軸 （軸状に連なる地域連携のまとまり）の展開 4 広域国際交流圏 （世界的な交流機能を有する圏域の形成）

全国総合開発計画と主な関連施策

国土総合開発法		全国総合開発計画(全総)	新全国総合開発計画(二全総)	第三次全国総合開発計画(三全総)	第四次全国総合開発計画(四全総)	21世紀の国土のグランドデザイン
策定	昭和25年(1950)制定	昭和37年(1962)	昭和44年(1969)	昭和52年(1977)	昭和62年(1987)	平成10年(1998)
目標年次	—	昭和45年(1970)	昭和60年(1985)	昭和52年からおおむね10年間	おおむね平成12年(2000年)	平成22～27年(2010～2015年)
時代背景	戦後復興期	高度成長期		安定成長期	バブル経済期	低成長期
基本目標	(目的) 国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、併せて社会福祉の向上に資すること(第1条)	＜地域間の均衡ある発展＞ ①都市の過大化の防止と地域格差の是正 ②自然資源の有効利用 ③資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分	＜豊かな環境の創造＞ ①人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存 ②開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 ③地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編成と効率化 ④安全、快適、文化的環境条件の整備保全	＜人間居住の総合的環境の整備＞ ①居住環境の総合的整備 ②国土の保全と利用 ③経済社会の新しい変化への対応	＜多極分散型国土の構築＞ ①定住と交流による地域の活性化 ②国際化と世界都市機能の再編成 ③安全で質の高い国土環境の整備	＜多軸型国土構造形成の基礎づくり＞ ①自立の促進と誇りの持てる地域の創造 ②国土の安全と暮らしの安心の確保 ③恵み豊かな自然の享受と継承 ④活力ある経済社会の構築 ⑤世界に開かれた国土の形成
開発方式等	—	＜拠点開発構想＞ 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反応的に開発をすすめ、地域間の均衡ある発展を実現する。	＜大規模プロジェクト構想＞ 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	＜定住構想＞ 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	＜交流ネットワーク構想＞ 多極分散型国土を構築するため、①地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進、②基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進、③多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成。	＜参加と連携＞ —多様な主体の参加と地域連携による国土づくり— (4つの戦略) 1 多自然居住地域(小都市、農山漁村、中山間地域等)の創造 2 大都市のリノベーション(大都市空間の修復、更新、有効活用) 3 地域連携軸(軸上に連なる地域連携のまとまり)の展開 4 広域国際交流圏(世界的な交流機能を有する圏域)の形成
主な実施法等	地域振興等	離島振興法(昭28)、奄美群島振興開発特別措置法(昭29)、後進地域公共事業特別法(昭36)、産炭地域振興臨時措置法(昭36)→平13失効	豪雪地帯対策特別措置法(昭37)、辺地法(昭37)、山村振興法(昭40)	過疎地域対策緊急措置法(昭45)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭44)	過疎地域振興特別措置法(昭55)、半島振興法(昭60)	リゾート法(昭62)、多極法(昭63)、過疎地域活性化特別措置法(平2)、地方拠点法(平4)、特定農山村法(平5)
	産業立地・振興	工場立地法(昭34)、低開発地域工業開発促進法(昭36)	新産業都市建設促進法(昭37)・工業整備特別地域整備促進法(昭39)→いずれも平13廃止	農村地域工業導入促進法(昭46)、工業再配置促進法(昭47)→国会に廃止法案提出済	テクノポリス法(昭58)→平11廃止、民活法(昭61)	頭脳立地法(昭63)→平11廃止、特定産業集積活性化法(平9)
	大都市圏	首都圏整備法(昭31)、首都圏工業等制限法(昭34)→平14廃止	近畿圏整備法(昭38)、中部圏開発整備法(昭41)、近畿圏工場等制限法(昭39)→平14廃止	筑波研究学園都市法(昭45)		関西学研都市法(昭62)、大阪湾ベイエリア法(平4)
	地方圏	北海道開発法(昭25)、東北開発促進法(昭32)、北陸地方開発促進法(昭35)、四国地方開発促進法(昭35)、中国地方開発促進法(昭35)、九州地方開発促進法(昭35)→北海道以外は平17廃止		沖縄振興開発特別措置法(昭46)		
	土地			国土利用計画法(昭49)		土地基本法(平1)
	社会資本整備	空港整備法(昭31)、雪寒法(昭31)、国幹道建設法(昭32)、道路整備緊措法(昭33)、治山治水緊措法(昭35)、港湾整備緊措法(昭36)	奥地等産業開発道路法(昭39)、交通安全施設法(昭41)、住宅建設計画法(昭41)、下水道整備緊措法(昭42)	全国新幹線鉄道整備法(昭45)、都市公園整備緊措法(昭47)、廃棄物処理施設整備緊措法(昭47)		PF法(平11)、社会資本整備重点計画法(平15)
公害・環境			公害対策基本法(昭42)→平5廃止、大気汚染防止法(昭43)、騒音規制法(昭43)	水質汚濁防止法(昭45)、自然環境保全法(昭47)	環境基本法(平5)	

主な地域振興関連施策(1)

法律	多極分散型国土形成促進法(振興拠点地域制度)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	過疎地域自立促進特別措置法	離島振興法
施行年月	昭和63年8月	平成4年8月	平成12年4月	昭和28年7月
更新年月	(恒久法)	(恒久法)	過疎地域対策緊急措置法(昭45-55) 過疎地域振興特別措置法(昭55-平2) 過疎地域活性化特別措置法(平2-平12)	昭和28年以降、10年ごと
有効期限	-	-	平成22年3月	平成25年3月
目的規定	人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、人口及びこれらの機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土(以下「多極分散型国土」という。)の形成を促進し、もって住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与すること	地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資すること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること	我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与すること
対象地域	・人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域・その周辺の地域以外の地域 ・自然的経済的社会的条件からみて一体として開発整備を図ることが相当と認められる地域 ・施設等用地の確保が容易で、立地条件等から施設整備が確実に見込まれる地域	・人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域・その周辺の地域以外の地域 ・地域社会の中心となる地方都市及びその周辺地域の市町村からなる地域 ・自然的経済的社会的条件からみて一体として開発整備を図ることが相当と認められる地域 ・整備を図ることが公共施設等の整備状況、人口・産業の将来見通し等からみて地方の発展の拠点を形成する意義を有すると見込まれる地域	・①35年間人口減少率が30%以上、②人口減少率25%以上かつ高齢者比率24%以上、③人口減少率25%以上かつ若年者比率15%以下、又は④25年間人口減少率19%以上のいずれかに該当 ・平8～10財政力指数平均が0.42以下かつ公益競技収益13億円以下	目的達成のため必要な離島の地域
手続	・都道府県が振興拠点地域基本構想を作成(国同意)	・主務大臣が基本方針を策定 ・知事が地方拠点都市地域を指定、市町村が基本計画を作成(知事同意)	・過疎地域は法基準で決定 ・都道府県が促進方針を策定(国同意)、市町村・都道府県が促進計画を策定(国に提出)	・主務大臣が対策実施地域を指定、基本方針を策定 ・都道府県が振興計画を作成(国に提出)
特別措置	補助率高上げ(※は補助の創設)	×	×	(法7) ・港湾施設(40/100→2/3→60→85/100) ・漁港施設(1/2→2/3→60→95/100) ・道路(1/2→5.5/10→5.5/10→2/3) ・空港施設(50/100→80/100) ・公立諸学校、保育所施設(1/2→5.5/10) ・消防施設(1/2→5.5/10)
	地方債の特例	(法18、26)中核的施設等の整備費用を地方債対象経費とする	(法16)教養文化施設等整備事業者に対する助成費用を地方債対象経費とする(法17 配慮)	(法8 配慮) ・過疎債・辺地債の適用
	公共施設整備の特例	(法16 努力義務)	(法14 努力義務)	×
	地方交付税の特例	(法14)中核的民間施設に係る不均一課税の減収補填	(法12)産業業務施設、教養文化施設等に係る不均一課税の減収補填	(法20)製造業等設備に係る地方税課税免除・不均一課税の減収補填
	税制上の特例	(地)中核的民間施設に係る事業所税の軽減	(地)教養文化施設等に係る事業所税の軽減	(法19、租特)離島地域外→内の事業用資産の買換特例、製造業等設備の特別償却
	特別融資制度	(法15、資金確保の努力義務)	(法13、資金確保の努力義務)	(法9、資金確保の努力義務)
面積(全国比%)	-	29	52	0.37

主な地域振興関連施策(2)

法律	山村振興法	半島振興法	豪雪地帯対策特別措置法	
施行年月	昭和40年5月	昭和60年6月	昭和37年4月	
更新年月	昭和40年以降、10年ごと	昭和60年以降、10年ごと	(恒久法)	
有効期限	平成27年3月	平成27年3月	－	
目的規定	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること	三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資すること	積雪が特にはなほだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること	
対象地域	・林野面積の比率が高い ・交通条件、経済・文化的諸条件に恵まれず産業開発程度が低い ・住民の生活文化水準が劣っている	・二以上の市町村からなり一定の社会的経済的規模を有する ・高速輸送施設等公共的施設整備が比較低位 ・産業開発の程度が低く企業立地促進等が必要	(豪雪地帯) 平均積雪積算値が5千cm以上の地域(豪雪地域)が2/3以上を占める道府県・市町村 等 (特別豪雪地帯) 豪雪地帯のうち積雪の度が特に高く交通途絶等住民生活に著しい支障が生じる	
手続	・主務大臣が振興山村を指定 ・知事が振興基本方針を作成(国同意) ・市町村が振興計画を作成(知事同意)	・主務大臣が対策実施地域を指定(知事申請) ・知事が半島振興計画を作成(国同意)	・主務大臣が豪雪地帯・特別豪雪地帯を指定、対策基本計画を決定 ・知事が対策基本計画を作成(国に提出)	
特別措置	補助率嵩上げ	(法10 助成等の一般的措置義務)(予) ・公立小中学校施設(1/3→5.5/10) ・林野火災対策施設(1/3→5.5/10) ・保育所施設(1/2→5.5/10) ・林道(45・50/100→50・55/100)等	(法6、7 財政措置等の一般的配慮・努力義務)(法10 事業促進の配慮) ・半島循環道路等(1/2→5.5/10)(道路財特令3)	(法11 財政措置の一般努力義務)(予) ・土地改良、農道整備(45/100→50/100)(法15) ・公立小中学校施設(1/3・1/2→5.5/10)
	地方債の特例	(法10の2 配慮) ・辺地債の特別措置	(法8 配慮)	(法11の2 配慮)
	公共施設整備の特例	(法11) 基幹道路整備の都道府県による代行	(法10) 基幹的市町村道等整備の都道府県による代行	(法14) 基幹道路整備の都道府県による代行
	地方交付税の特例	(法14) 保全事業等設備に係る不均一課税の減収補填	(法17) 製造事業設備に係る不均一課税の減収補填	(運) 普通交付税算定時に除雪関係増加経費を割増算入
	税制上の特例	(法13、租特) 認定法人の保全事業等用設備の特別償却	(法16、租特) 半島地域外→内の事業用資産の買換特例、製造事業設備の特別償却	(租特、地税、運) 豪雪に係る雑損控除、高床式住宅に係る優遇措置等
特別融資制度	(法16,17) 農林公庫等融資	(法9 資金確保の努力義務)	(附2) NTT－C	
面積(全国比%)	47	9.8	豪雪51、特別豪雪20	

振興拠点地域制度(多極法)の実施状況

特定の地域についてその特性に即した特色ある機能を集積させることにより、相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開発整備し、多極分散型国土の形成に寄与

振興拠点地域同意基本構想位置図

オホーツク科学文化交流拠点構想(北海道)

東北広域国際交流拠点みやぎ構想(宮城県)

いわき『海洋&エネルギー』交流拠点構想(いわき市)

しずおか生活産業情報拠点構想(静岡県)

東濃研究学園都市構想(岐阜県)

三重ハイテクプラネット21構想(三重県)

国際貢献都市OKINAWA構想(沖縄県)

高知バイオフィット生活文化圏構想(高知県)

北九州市交流・物流拠点都市構想(北九州市)

いわき『海洋&エネルギー』交流拠点構想 (いわき市)(平成6年9月22日同意)

地域産業を支えてきた海洋とエネルギーに着目し、水産資源増養殖、石炭利用による新エネルギー開発等、地域の特性に根ざした産業を育成するための研究開発機能、これを支援する研修・学習機能、さらに海洋及びエネルギーをテーマとした文化・交流機能の集積を図る。



いわきニュータウンセンタービル
(H6.10供用)

北九州市交流・物流拠点都市構想 (北九州市)(平成15年8月28日同意)

本州と九州、東九州軸と西九州軸が交わる結節点、さらには東アジアとの様々な交流が生まれる玄関口(ゲートウェイ)と位置づけ、空港・港湾等の基盤整備を進め、陸・海・空のネットワークを生かした国際的な広域交流・物流拠点の形成を図る。



新北九州空港(H18.3.16開港)

制度上の主な支援措置

(1) 税制

事業所税の特例(H17-18 資産割:5年間1/3減免)
法人税の特別償却(H17廃止)、特別土地保有税の非課税(H17廃止)

(2) 地方交付税による減収補填措置

固定資産税又は不動産取得税に係る不均一課税が行われた場合

(3) 金融上の措置

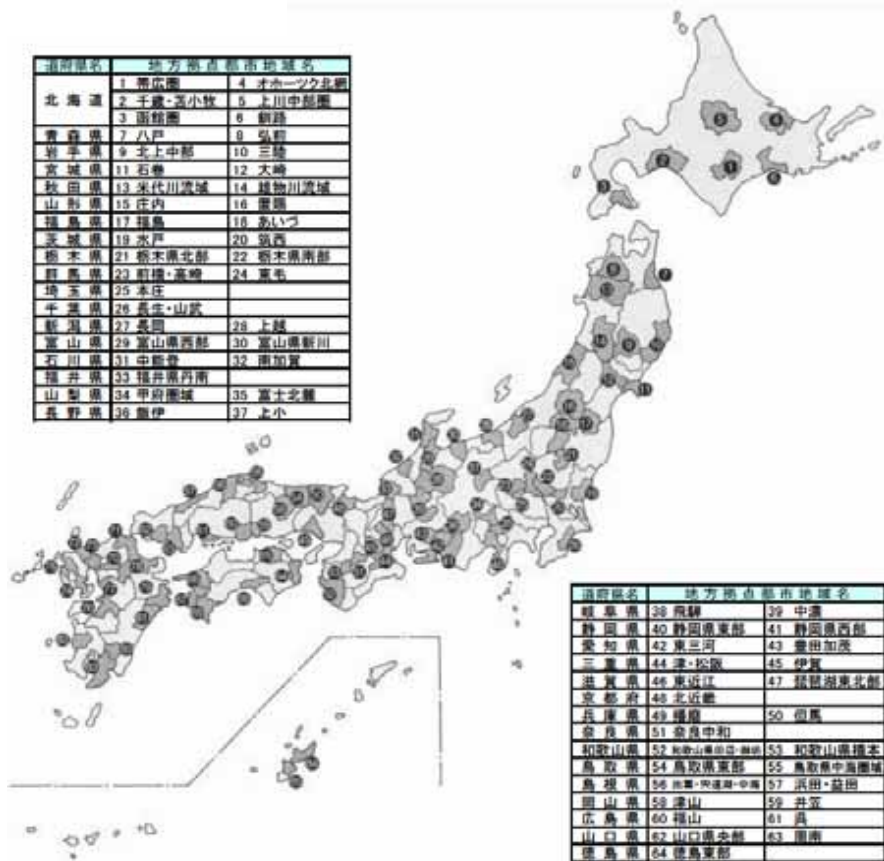
NTT無利子貸付(H17廃止)、政投銀融資(H15廃止)

地方拠点都市地域制度 (拠点法) の実施状況

地域社会の中心となるべき地方都市・周辺地域の整備促進により、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成するとともに、産業業務機能の地方分散、全国的な適正配置を促進

地方拠点都市地域指定図

道庁別	地方拠点都市地域名	道庁別	地方拠点都市地域名	
北海道	1 帯広圏	4 オホーツク北網走	2 千歳・苫小牧	
	5 上川中部圏	3 函館圏	6 網走	
	7 八戸	8 弘前	岩手県	9 北上中部
10 三陸	宮城県	11 石巻		12 大崎
13 米代川流域		14 雄物川流域		山形県
16 酒田		福島県	17 福島	
19 水戸	20 筑西		栃木県	
22 栃木県南部	群馬県			23 前橋・高崎
25 本庄		埼玉県		26 長生・山武
27 長回			28 上越	新潟県
30 富山県新川	石川県		31 中能登	
33 福井県丹南		山梨県	34 甲府圏域	
36 飯伊			37 上小	



道庁別名	地方拠点都市地域名	道庁別名	地方拠点都市地域名
岐阜県	38 飛騨	39 中濃	
静岡県	40 静岡県東部	41 静岡県西部	
愛知県	42 東三河	43 豊田加茂	
三重県	44 津・松阪	45 伊賀	
滋賀県	46 東近江	47 琵琶湖東北部	
京都府	48 北近畿		
兵庫県	49 播磨	50 御所	
奈良県	51 奈良中和		
和歌山県	52 和歌山山間部・御所	53 和歌山山間部	
鳥取県	54 鳥取県東部	55 鳥取県中部・西部	
島根県	56 出雲・松江・中津	57 浜田・益田	
岡山県	58 津山	59 井ノ口	
広島県	60 福山	61 呉	
山口県	62 山口県東部	63 周南	
徳島県	64 徳島東部		
香川県	65 香川中央		
愛媛県	66 八幡浜・大洲	67 宇和島	
高知県	68 なんご・高知	69 高知県西部	
福岡県	70 久留米	71 福岡県北東部	
佐賀県	72 唐津・東松浦	73 佐賀	
長崎県	74 長崎県東部	75 佐世保	
熊本県	76 八代宇城	77 熊本県南部	
大分県	78 大分県北・日田	79 大分県南部	
宮崎県	80 延岡	81 宮崎県中部	
鹿児島県	82 川内	83 大隅	
沖縄県	84 沖縄県北部	85 沖縄県中部	

なんご・こうち地方拠点都市地域

(高知市、南国市、香美市、香南市)

H5.2 地域指定、H5.3 基本計画承認、
H6.12、H9.3、H16.3、H18.2 基本計画変更

県勢をリードする都市機能が集積している高知市と、陸・海・空の高い交通拠点性と潜在力を有している南国市を中心に、周辺市が一体となり、高知県の自立的成長を牽引し、県内への若者定住の核となる地方拠点都市地域の形成を図る。



高知工科大 (平成9年開学)

制度上の主な支援措置

(1) 公共事業の重点実施等

承認基本計画を踏まえ、総合的・計画的に事業を実施。

(2) 地方債の特例

地方公共団体が1/2以上出資している法人が拠点地区内で行う教養文化施設等の整備に対して、出資、補助等の助成を行う場合の財源として起債を認める。

(3) 税制

・拠点整備土地地区画整理事業における保留地に対する交付金に係る特例等 (所得税、法人税)

・拠点整備土地地区画整理事業における保留地の取得に係る特例 (不動産取得税、特別土地保有税の非課税)。

・事業所税の特例 (資産割: 5年間1/3減免)

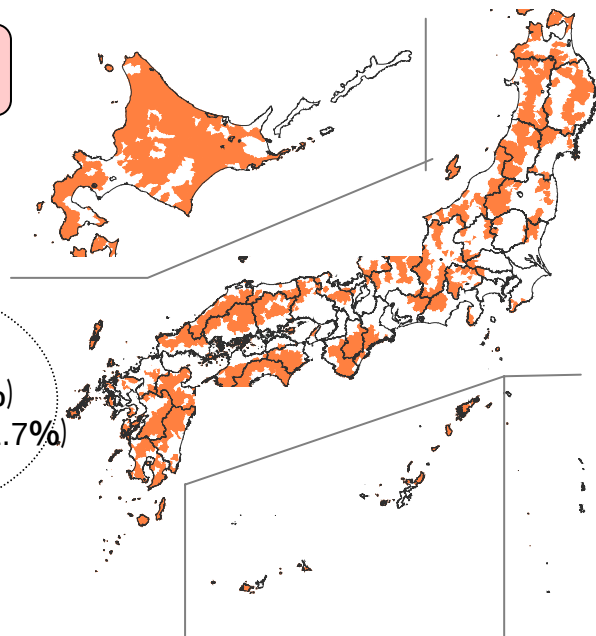
・法人税の特別償却 (H14廃止)、特別土地保有税の非課税

(4) 金融上の措置

政投銀融資、NTT無利子貸付 (H17廃止)

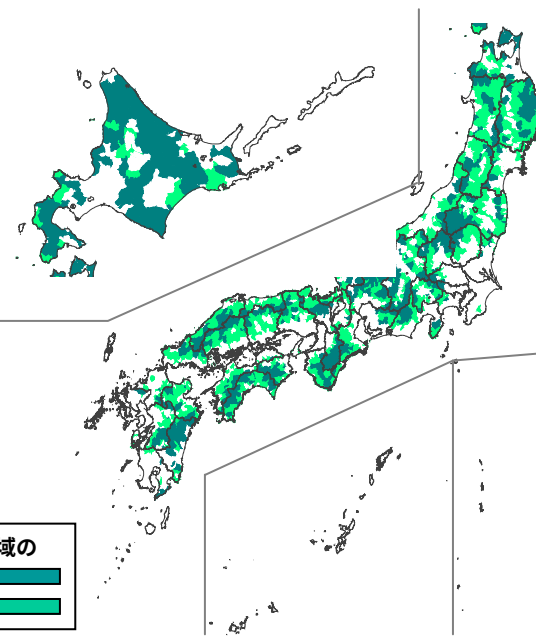
主な条件不利地域施策の対象エリア

過疎地域自立促進 特別措置法



市町村数: 899
人口: 931万人 (7.3%)
面積: 19.6万km² (51.7%)

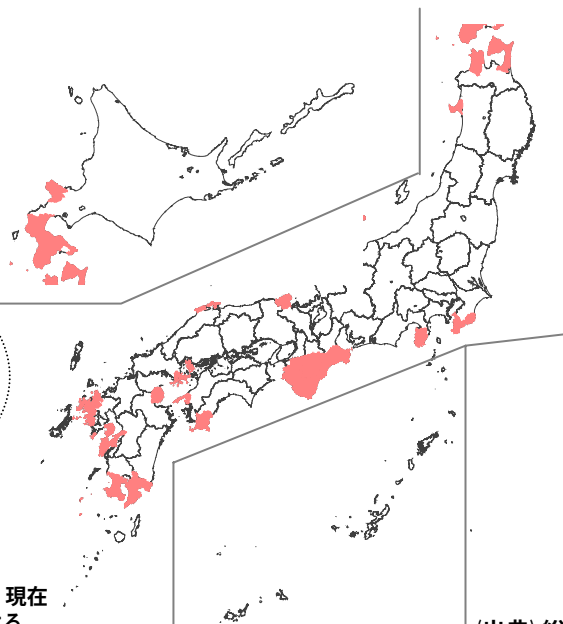
山村振興法



市町村数: 1150
人口: 451万人 (3.6%)
面積: 17.9万km² (47%)

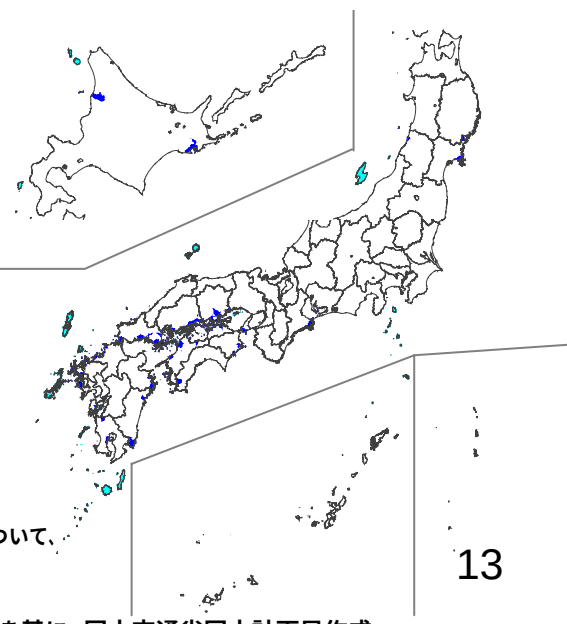
市町村区域の
一部指定 一部指定
全部指定 全部指定

半島振興法



市町村数: 292
人口: 472万人 (3.7%)
面積: 3.7万km² (9.8%)

離島振興法



市町村数: 117
人口: 47万人 (0.37%)
面積: 5245km² (1.4%)

(注) 離島が一部を構成している市町村について、市町村全体が色塗りされている

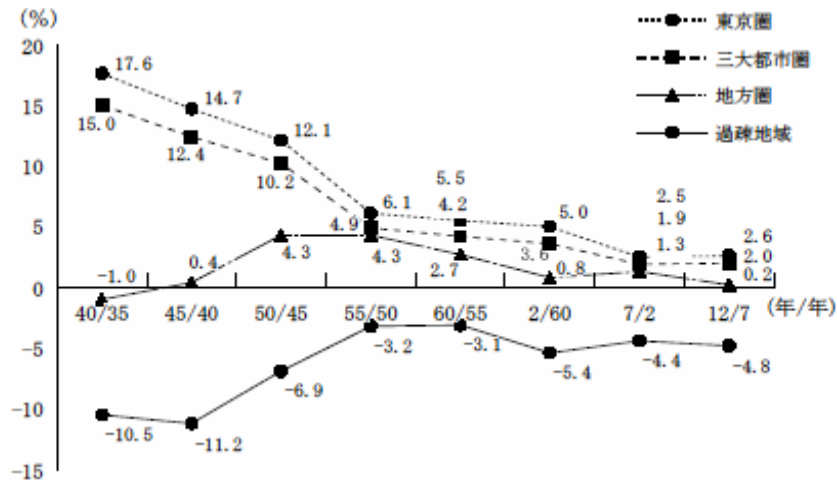
(注) 市町村数は平成17年4月1日
(山村振興法のみ平成16年4月1日) 現在
人口・面積は平成12年国勢調査による

(出典) 総務省「平成16年度版過疎対策の現況」等を基に、国土交通省国土計画局作成

条件不利地域の現況 (過疎地域の人口構成・財政力を例に)

過疎地域は、人口減少が著しいほか、若年者比率が低く高齢者比率が高い、全国に先駆けた人口減・高齢社会であり、財政力が脆弱な地域である。

過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移

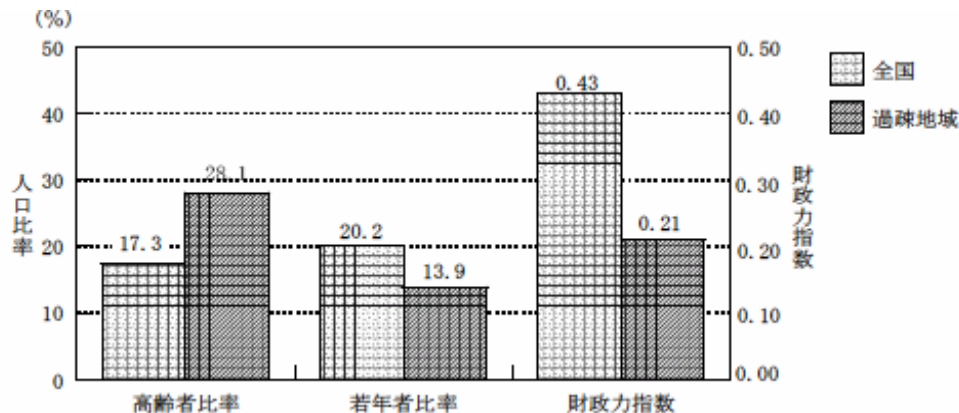


(出典) 総務省「平成16年度版過疎対策の現況」

(備考)

「三大都市圏」 東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域)、大阪圏 (京都府、大阪府及び兵庫県の一部の区域)、名古屋圏 (岐阜県、愛知県及び三重県の一部の区域)
「地方圏」 三大都市圏以外の区域。

過疎地域と全国との比較

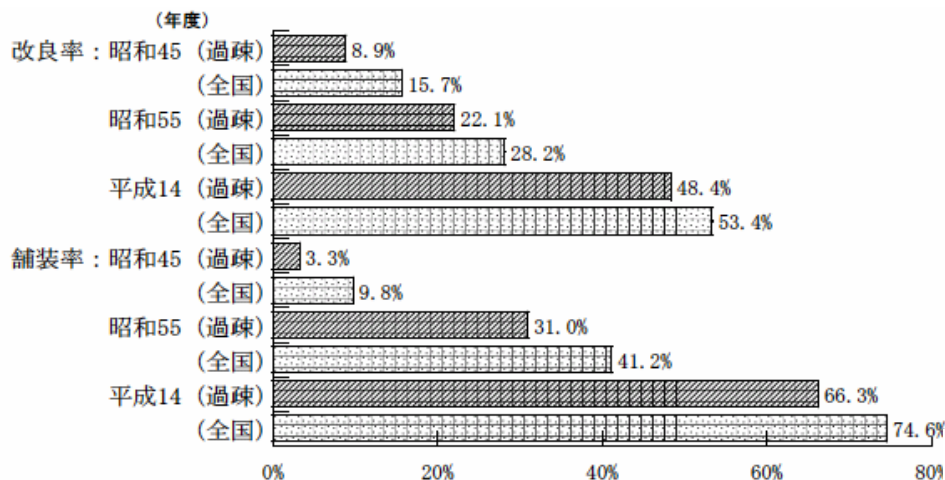


(出典) 総務省「平成16年度版『過疎対策の現況』について (概要版)」

(備考) 1 高齢者比率 (総人口に占める65歳以上人口) 及び若年者比率 (総人口に占める15～29歳人口) は平成12年国勢調査による。
2 財政力指数は平成15年度地方財政状況調査等による。市町村の一部の区域が過疎地域とみなされる場合については、合併前の旧市町村の数値に基づく。(注) 財政力指数は、基準財政収入額／基準財政需要額の当該年度前3ヶ年平均を指す。

条件不利地域の現況 (過疎地域の生活環境基盤を例に)

市町村道の整備状況

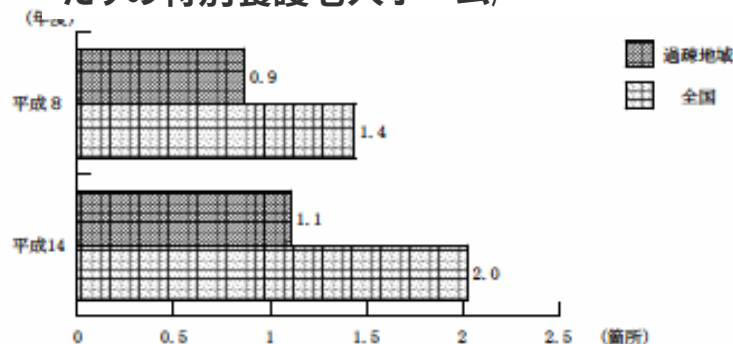


(備考)

1 総務省「公共施設状況調」等による。

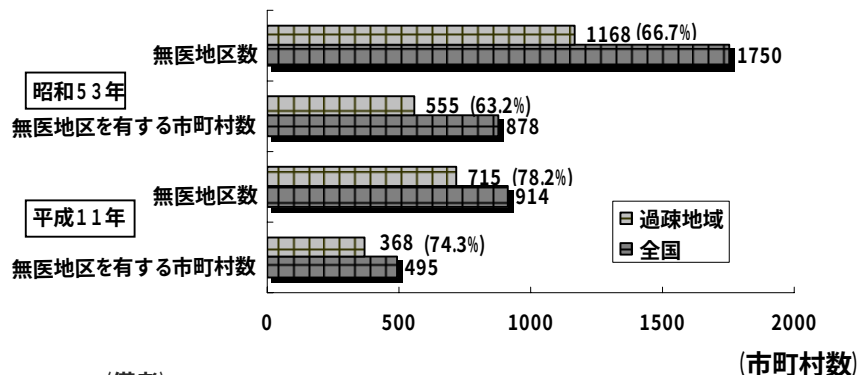
2 過疎地域に係る数値は、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている場合には、当該区域に係る数値に基づく。

高齢者福祉施設の整備状況 (一市町村当たりの特別養護老人ホーム)



(備考) 旧厚生省「社会福祉施設等調査」(平成8年)、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成14年)による。

無医地区の状況



(備考)

1 厚生労働省資料による。

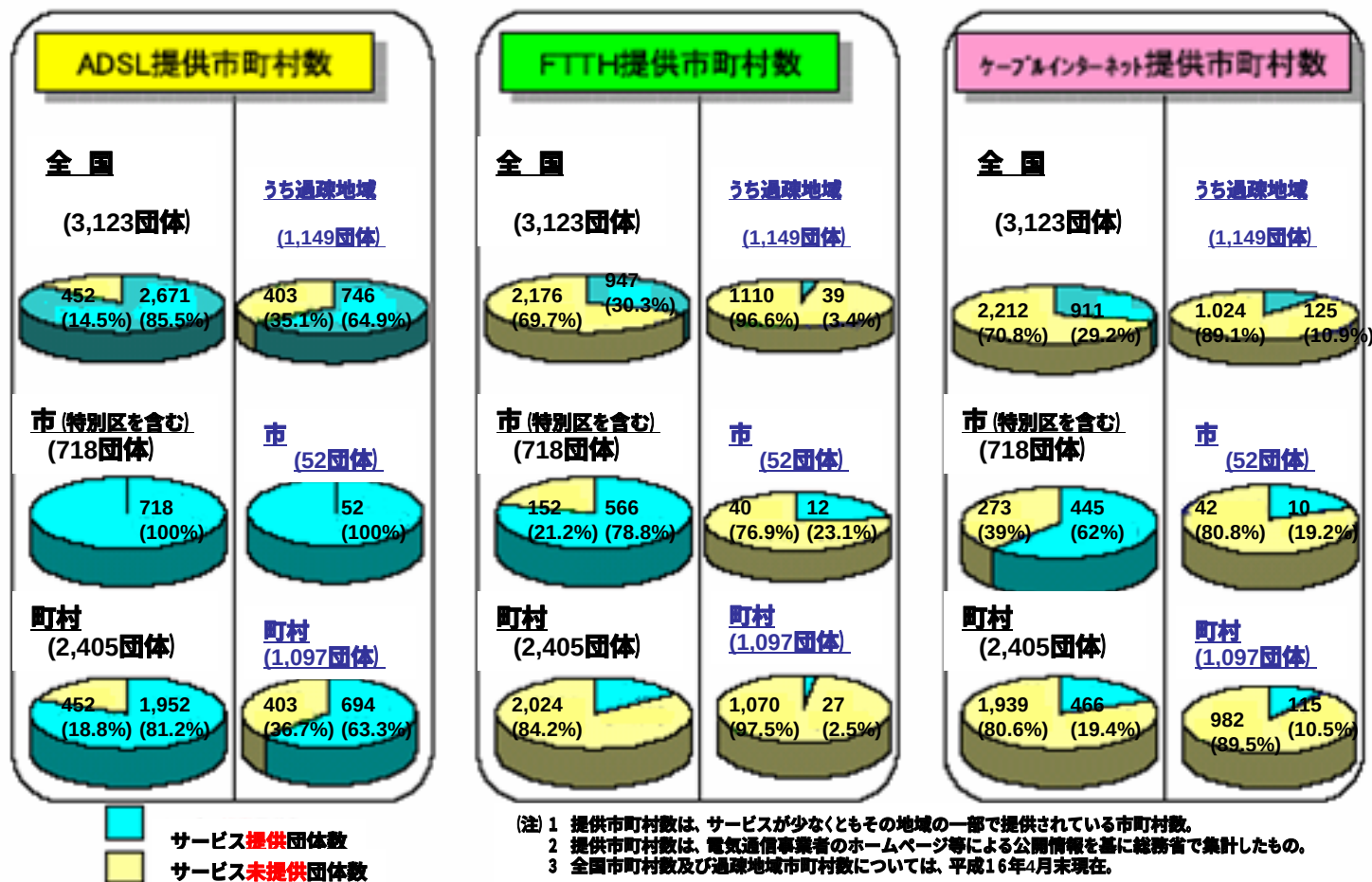
2 各調査時点における過疎地域に基づく数値である。

3 () は対全国比。

条件不利地域の現況 (過疎地域の情報通信基盤を例に)

過疎地域等は、都市地域よりも情報通信基盤の整備が遅れており、デジタル・ディバイドの現状を生み出している。

ブロードバンドにおける都市と地方の格差 (2004年9月末)



注) 提供市町村数は、市町村のエリア内で1ヶ所でもサービスが提供されていれば可としてカウントしていることに留意する必要がある。

(出典) : 総務省「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」最終報告書 (平成16年12月)

過疎法等の目的規定・主な支援措置の変遷

過疎法	離島振興法	山村振興法	半島振興法	
過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年法律第31号)	昭和28年法律第72号 (制定)	昭和40年法律第64号 (制定)		
〔目的規定〕 この法律は、最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域について、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的とする。	〔主な支援措置〕 ○国の負担・補助割合の嵩上げ等(教育施設、児童福祉施設、消防施設、教職員住宅) ○地方債対象経費の特例(公共公益施設整備に要する経費を過疎債対象経費に) ○国等の資金確保等の努力義務 ○基幹道路の都道府県による代行整備 ○都道府県による医療確保事業等 ○国等の配慮義務(公共交通確保、農地法等処分、国有林野活用、住宅公庫融資) ○経営改善計画適合事業に対する農林公庫融資義務 ○過疎地域外→内の事業用資産の買換特例 ○製造業設備の特別償却 ○地方債償還経費の基準財政需要額への算入 ○製造業等設備に係る地方税課税免除・不均一課税の交付税による減収補填	〔目的規定〕 この法律は、山林における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に關し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。	〔主な支援措置〕 ○山村振興計画に基づく事業への助成措置 ○財政金融上の措置の配慮	
	昭和37年法律第6号 (期限延長)	昭和50年法律第7号 (期限延長)		
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕 この法律は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に關し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。	〔目的規定の改正なし〕 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。))について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。	〔目的規定〕 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。))について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立の発展及び地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
過疎地域振興特別措置法 (昭和55年法律第19号)	昭和57年法律第42号 (期限延長)	昭和60年法律第17号 (期限延長)	昭和60年法律第63号 (制定)	
〔目的規定〕 この法律は、人口が著しく減少したことにより地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にある地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定〕 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。))について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立の発展及び地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。	
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
過疎地域活性化特別措置法 (平成2年法律第15号)	平成4年法律第30号 (期限延長)	平成7年法律第46号 (期限延長)	平成7年法律第45号 (期限延長)	
〔目的規定〕 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号)	平成14年法律第90号 (期限延長)	平成17年法律第8号 (期限延長)	平成17年法律第7号 (期限延長)	
〔目的規定〕 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しい風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕
	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕	〔目的規定の改正なし〕

17

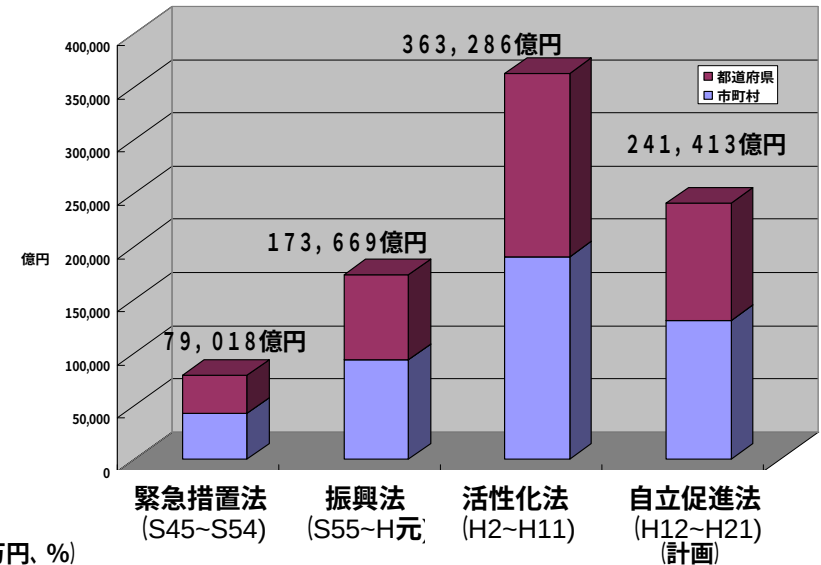
過疎対策事業関連の投資額

昭和45年以来、30年間の過疎対策事業の実績は約62兆円。分野別では、かつて約半分を占めていた「交通通信体系の整備」がシェアをやや下げ、他方で「産業の振興」「生活環境の整備」「高齢者の保健・福祉」のシェアが増加するなど、ニーズに応じてその内容は変化している。

<過疎法に基づく投資額>

昭和45年～平成11年 61兆5,973億円

平成12年～平成21年(計画額) 24兆1,413億円



過疎対策における事業実績等

(単位: 百万円, %)

区 分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落等の整備	その他	合 計
緊急措置法 (S45~S54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)	953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)		
振興法 (S55~H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)	2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)		
活性化法 (H2~H11)	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)	
前期実績	49,669 (31.2)	64,221 (40.4)	22,740 (14.3)	4,320 (2.7)	2,407 (1.5)	13,117 (8.2)	200 (0.1)	2,484 (1.6)	159,158 (100.0)	
後期実績	56,935 (27.9)	78,451 (38.4)	41,317 (20.2)	6,988 (3.4)	3,804 (1.9)	11,747 (5.8)	986 (0.5)	3,901 (1.9)	204,128 (100.0)	
実績合計 (S45~H11)	172,384 (28.0)	267,812 (43.5)	102,293 (16.6)	9,621 (1.6)	51,419 (8.3)	1,787 (0.3)	10,657 (1.7)	615,973 (100.0)		
自立促進法	40,401 (27.5)	55,581 (37.9)	31,261 (21.3)	5,538 (3.8)	2,971 (2.0)	7,251 (4.9)	1,400 (1.0)	840 (0.6)	1,515 (1.0)	146,759 (100.0)
前期計画 H12~16	28,483 (30.1)	32,960 (34.8)	17,080 (18.0)	4,231 (4.5)	1,944 (2.0)	7,488 (7.9)	1,147 (1.2)	310 (0.3)	1,011 (1.1)	94,654 (100.0)
後期計画 H17~21	68,884 (28.5)	88,541 (36.7)	48,341 (20.0)	9,769 (4.0)	4,915 (2.0)	14,739 (6.1)	2,547 (1.0)	1,150 (0.4)	2,526 (1.0)	241,413 (100.0)
合 計										

出典) いずれも、総務省「平成16年度版過疎対策の現況」を基に国土交通省国土計画局作成

過疎対策事業の実施状況・地方財政における位置付け

過疎対策事業は、都道府県・市町村が役割分担の下、それぞれの策定する計画に基づき実施されている。
過疎地域市町村の歳入に占める過疎債の割合は、近年では5%前後で推移している。

○過疎対策事業（都道府県事業・市町村事業）実績

（項目別内訳、平成15年度）

（単位：百万円、%）

区分	項目	都道府県事業		市町村事業	
		事業費	構成比	事業費	構成比
1 産業の振興	(1)農業の振興／基盤整備	215,679	18.0	104,641	7.6
	(2)林業の振興／経営近代化施設	30,296	2.5	28,565	2.1
	(3)水産業の振興／漁港施設	107,068	8.9	44,566	3.3
	(4)地産産業の振興	7,894	0.7	13,399	1.0
	(5)企業誘致	10,013	0.8	2,011	0.1
	(6)起業の促進	2,793	0.2	469	0.0
	(7)商業	1,021	0.1	9,243	0.7
	(8)観光又はレクリエーション	11,514	1.0	59,005	4.3
	(9)その他	31,207	2.6	40,941	3.0
	計	417,485	34.8	302,840	22.1
	2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	28,580	2.4	185,979	13.6
	(1)市町村道	12,705	1.1	32,434	2.4
	(2)農道	28,616	2.4	40,222	2.9
	(3)林道	0	0	1,363	0.1
	(4)漁港関連道	151,940	12.7		
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	都道府県道の整備	231,880	21.0		
	(1)国道	79,681	6.6		
	(2)都道府県道	29,612	2.5		
	(3)農道	14	0.0		
	(4)林道	41,069	3.4		
	(5)漁港関連道	2,828	0.2	36,544	2.7
	交通確保対策			1,534	0.1
	その他			412	0.0
	(5)電気通信施設等			2,366	0.2
	(6)自動車等			6,093	0.4
	(7)渡船施設			11,069	0.8
	(8)道路整備機械等			61,801	23.2
	(9)地域間交流	14,647	1.2		
	(10)その他	641,572	53.5	318,016	23.2
	計	641,572	53.5	318,016	23.2
3 生活環境の整備	(1)水道施設			101,875	7.4
	(2)公共下水道事業／下水処理施設	39,880	3.3	214,445	15.7
	(3)廃棄物処理施設			25,182	1.8
	(4)消防施設			18,301	1.3
	(5)公営住宅			48,742	3.6
	(6)その他	48,079	4.0	23,835	1.7
	計	87,959	7.3	432,380	31.6
4 高齢者等の保健及び福祉の向上、及び増進	(1)高齢者生活福祉センター／高齢者福祉施設	2,796	0.2	30,188	2.2
	(2)介護老人保健施設			4,805	0.4
	(3)児童福祉施設			17,279	1.3
	(4)母子福祉施設			32	0.0
	(5)市町村保健センター及び母子健康センター			6,132	0.4
	(6)その他	8,761	0.7	33,631	2.5
	計	11,557	1.0	92,067	6.7
5 医療の確保対策	無医地区対策	7,612	0.6		
	(1)病院、診療所の整備	7	0.0		
	(2)患者搬送車（艇）の整備	478	0.0		
	(3)巡回診療	156	0.0		
	(4)保健指導等	4,573	0.4		
	(5)その他			29,316	2.1
	(1)診療施設			1,033	0.1
6 教育の振興	(2)特定診療科に係る診療施設	2,969	0.2	5,285	0.4
	(3)その他	15,795	1.3	35,634	2.6
	計	15,795	1.3	35,634	2.6
	(1)学校教育関連施設			91,673	6.7
	(2)幼稚園			1,871	0.1
	(3)集会施設、体育施設			36,744	2.7
	(4)その他			5,454	0.4
	計	13,805	1.2	135,742	9.9
7 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設			16,329	1.2
	(2)その他			5,758	0.4
	計	2,819	0.2	22,087	1.6
8 集落の整備		4,175	0.3	8,227	0.6
	9 その他（地域の自立促進に関し必要な事項）	4,706	0.4	21,704	1.6
総計		1,199,873	100.0	1,368,697	100.0

○過疎法による過疎債及び国庫補助嵩上げの実績

（単位：百万円）

区分	過疎対策事業債		特例による国庫補助の嵩上げ額				
	事業費	過疎債	校舎・屋内運動場	教職員住宅	保育所	消防施設	合計
緊急措置法	1,278,607	665,687	14,607	615	4,027	8,690	27,939
(S45～S54)		52.1%					
振興法	2,996,811	1,642,999	10,802	401	3,463	17,904	32,570
(S55～H1)		54.8%					
活性化法	6,675,632	3,151,897	3,547	47	1,948	15,081	20,622
(H2～H11)		47.2%					
合計	10,951,050	5,460,583	28,956	1,063	9,438	41,675	81,132
(S45～H11)		49.9%					
自立促進法	—	1,632,823	2,808	2	1,516	4,914	9,241
(前期H12～H16)							

○過疎地域市町村決算額（歳入）に占める過疎債・国庫補助嵩上げ額の割合

（単位：百万円）

	歳入	過疎債	国庫補助嵩上げ額
平成5年度	5,846,184	309,996 (5.30%)	1,988 (0.03%)
平成6年度	5,911,204	299,998 (5.08%)	2,043 (0.03%)
平成7年度	6,079,391	329,976 (5.43%)	2,942 (0.05%)
平成8年度	6,269,833	359,938 (5.74%)	2,055 (0.03%)
平成9年度	6,126,667	373,500 (6.10%)	1,966 (0.03%)
平成10年度	6,341,923	373,200 (5.88%)	2,352 (0.04%)
平成11年度	6,148,661	369,192 (6.00%)	2,216 (0.04%)
平成12年度	5,905,610	342,649 (5.80%)	1,920 (0.03%)
平成13年度	5,816,040	353,800 (6.08%)	2,174 (0.04%)
平成14年度	6,454,904	328,970 (5.10%)	2,063 (0.03%)
平成15年度	6,330,549	313,000 (4.94%)	1,906 (0.03%)

19

（出典）いずれも、総務省「平成16年度版過疎対策の現況」等を基に、国土交通省国土計画局作成

離島振興計画の進捗状況について

▼ 離島の現状について

○離島振興対策実施地域の概要

指定有人島数: 260

人 口: 47.2万人 (対全国比0.37%)

H7 → H12: ▲7.2% (他の条件不利地域に比べても高減少率)

高齢化率: 離島29.4% > 全国17.3%

○財政力指数 離島0.20 < 全国0.41

○離島公共事業予算 H9に比してH18は4割強の減少

○人口10万人あたりの常勤医師数等

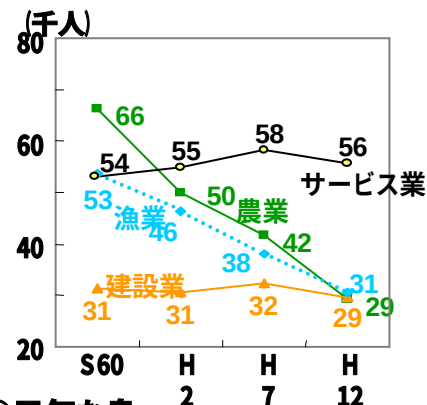
	常勤医師数	常勤歯科医師数
離島	110.8人 (57%)	42.3人 (60%)
全国	195.8人	71.0人

○ブロードバンドサービスの提供状況

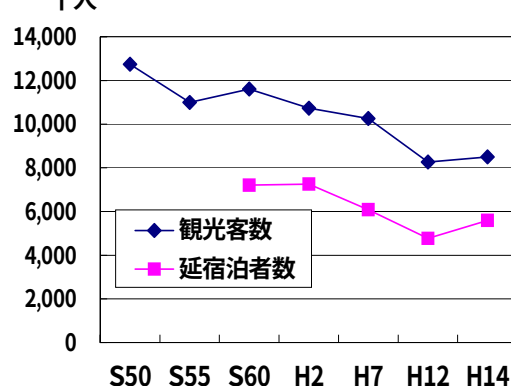
離島 32.3% < 全国 93.4%

(光ファイバ、ADSL又はケーブルインターネットの提供)

○主要な産業の就業者数



○観光客数



○元気な島

「価値ある地域差」の発揮、市町村合併した島の取組等

▼ 計画の進捗状況 (H17.8)

○経緯

関係25都道府県により離島振興計画を策定 (H15.4~7月)

策定後2年を経過したことから、計画の進捗状況等について、都道府県からヒアリングし、その結果を取りまとめ (H17.8)

○情勢の変化

市町村合併の進展 全部離島数 114 → 98

一部離島数 146 → 162

①医師等の確保が課題となっている。

医師の確保については、自治医科大学卒業医師の活用、ドクターバンク事業や診療所に対する補助により、引き続きその確保を図っていくことが課題。

②多くの離島でブロードバンドの提供がされていない。

ブロードバンドサービス等の民間企業による提供は、いまだ多くの離島では提供されていない。

本土の離島間の公共施設のイントラネットが接続されていない離島や携帯電話の不感地域がある離島もみられる。

③農林水産業などの離島産業は依然厳しい情勢である。

農林水産業について、価格の低迷、就業人口の減少・高齢化の厳しい情勢の中で、地域特産物の生産・販売、安心かつ安全な生産物の宣伝や地産地消の取組等が増加。

一方で、後継者の育成や新規就業に関する取組は、一部で成果がみられるものの、進展しているところは少ない。

○まとめ

今後2~3年ごとに計画の進捗状況を点検。必要があれば、基本方針の変更も併せて検討。

20

離島振興法に基づく非公共事業の指定について

改正離島振興法

▼ 指定事業に対する助成措置を規定

○離島振興法第7条第4項

国は、第一項及び第二項に規定する事業のほか、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

○離島振興法施行令第3条

法第7条第4項の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 (略:離島体験滞在交流促進事業)
- 二 前号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に必要なものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定する事業

計画の進捗状況 (H17.8)

- ①医師等の確保が課題となっている。
- ②多くの離島でブロードバンドの提供がされていない。
- ③農林水産業については、価格の低迷、就業人口の減少・高齢化の進行等依然厳しい情勢である。

指定の意義

離島振興にとって目下の最重要課題である3事業について、離島振興法に基づき、**国が支援することの重要性を明確化**する。

▼ 配慮規定を追加

- ①無医地区以外での医療の充実 (法第10条第7項関係)
- ②高度情報通信ネットワーク等の充実 (法第13条関係)
- ③農林水産業の振興 (法第14条関係)
- ④離島と国内及び国外の地域との交流の促進
(法第17条関係)
⇒離島体験滞在交流促進事業を政令に規定 (法律補助)

共管3省大臣により以下の事業を指定

①無医地区以外の地区における医師等の確保及び離島医療支援に関する事業

支援事業名: へき地保健医療対策費 : 45億円
医療施設等設備整備費 : 9億円
医療施設等施設整備費 : 5億円

②離島地域における高度情報通信ネットワーク等の充実に関する事業

支援事業名: 地域情報通信基盤整備推進交付金 : 53億円
無線システム普及支援事業 : 34億円

③離島漁業の再生に関する事業

支援事業名: 離島漁業再生支援交付金 : 17億円

(注: 金額は、平成18年度予算政府案)

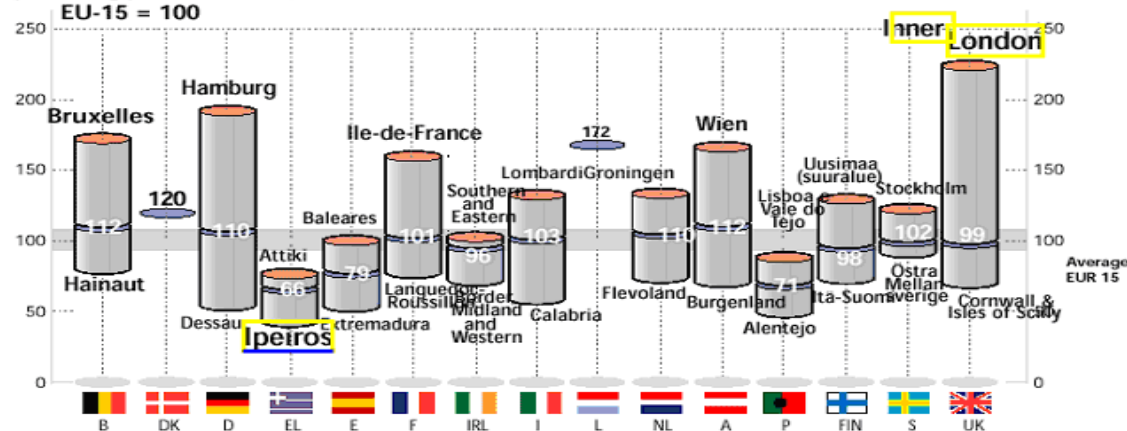
EU (欧州連合) の地域政策 (構造政策)

○目的

EU域内地域間の経済的社会的不均衡の是正・拡大予防により、経済的・社会的結束 (Economic and Social Cohesion)を強化し、共同体全体に調和の取れた発展を促進 ('92年改正EC (欧州共同体) 条約)

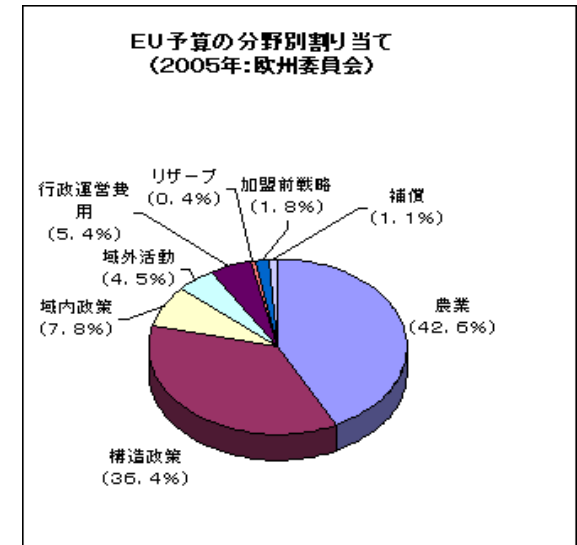
加盟国 (地域) 間における一人あたりGNPの格差 (1997年)

(purchasing power standards)



(出典) 外務省HP「EUの構造政策 (地域政策)」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/kouzou_s.html)



○予算・原則

構造政策は共通農業政策に次ぐ予算規模 ('00~06年で総額2,130億ユーロ (約30兆円 (1ユーロ=140円で換算)、EU予算総額の約3分の1) で、以下の原則に基づき実施。

- (1) **集中** 効率性の要請から、限られた数の優先的な目的・地域に集中
- (2) **パートナーシップ** 欧州委と各国・地方当局間で準備~実施段階の緊密なパートナーとしての協力 (画一的運用の回避)
- (3) **プログラミング** 複数年に渡る計画期間、複数年分野・地域にまたがる計画設定
- (4) **追加性** 助成は補完的性格、加盟国自身による財政支出を肩代わりしない

(出典) 外務省ホームページ「EUの予算」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/yosan_seido.html)

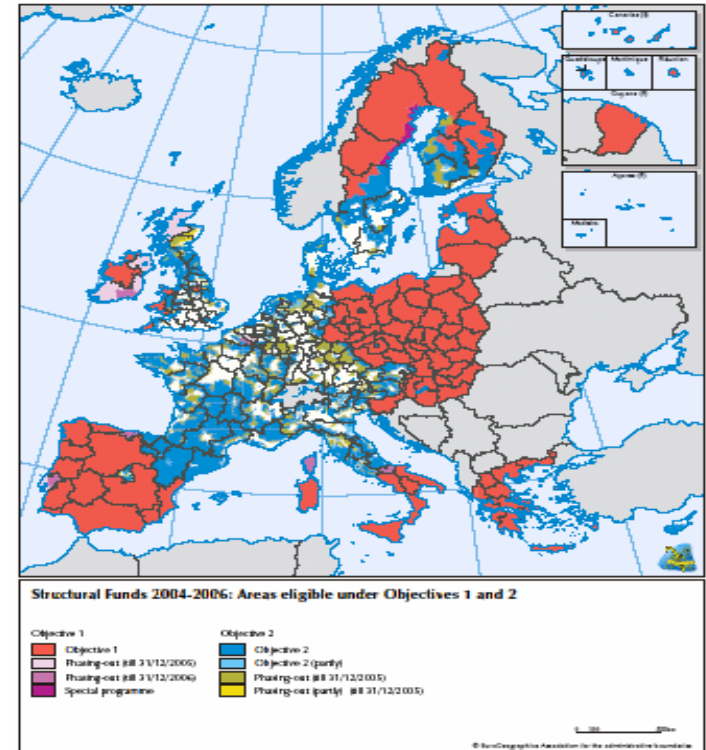
EU (欧州連合) の構造基金

EUの地域政策は**構造基金** (Structural Funds、地域間格差是正のためのEUから加盟国への補助金)を通して実施。

- 優先目的分野** (加盟国主導、構造基金の約94%を占める)
加盟国が下記目的に沿って地域開発計画を欧州委に提出し、交渉を経て、加盟国の提案した開発プログラム (個別プロジェクトの集合) を欧州委が採択。
 - ・目的1: 低開発地域 (※) の開発と構造調整の促進
※低開発地域: 1人当たりGDPがEU平均の75%未満の地域、一部国の低人口密度地域、最遠隔地域
 - ・目的2: 構造的困難に直面する地域の経済的・社会的転換
 - ・目的3: 教育、訓練及び雇用の改善・近代化の支援
- 共同体主導** (同 約5%)
欧州共通の問題に対応するため、欧州委が地域開発計画を立案、ガイドラインを定め、加盟国がこれに基づく開発プログラムを提案し、欧州委が採択。
 - ・INTERREG III 国境横断的・国際的・地域間協力
 - ・URBAN 都市及び近郊部の再生
 - ・LEADER 継続可能な開発に向けた農村開発
 - ・EQUAL 労働市場の差別・不均等撤廃に向けた原因撤廃
- 漁業特別支援枠** (同 約0.5%)
- 革新的措置** (同 約0.5%)

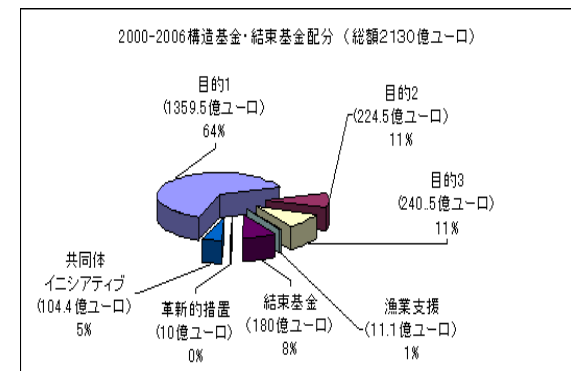
<対象プロジェクトの例>

- (分類) Agriculture, Employment, Infrastructure, Rural development, Transport 等25テーマ
- (事例) Andalusia地方 (スペイン) のデジタルディバイド対策
Lapland地方 (フィンランド) のスモールビジネス支援



EU構造基金の適用対象地域 (2000-06)

(出典) Inforegio HP「Regional Policy」
(http://europa.eu.int/comm/regional_policy/atlas/index_en.htm)



EU (欧州連合) のLEADER事業

LEADER+ (リーダー・プラス) は、EUの構造基金のうち、共同体が主体となり実施するスキームの一つで、農村住民が主体となって実施するボトムアップ型の農村活性化事業に対し、EUが財政支援を行うもの。

※LEADERは「農村経済の開発のための活動の連携」を意味するフランス語の頭文字を並べたもの

○趣旨・目的 共通農業政策 (CAP) が農業振興・農家育成を目的として価格・所得政策、農村開発政策を行っているのに対し、農村地域全体の活性化を目的として農村経済の持続的発展のための活動を援助

○制度概要

・対象地域 EU加盟各国の農村地域のうち、人口規模が原則1万人以上10万人以下、人口密度が120人／km²以下の地域を対象

・実施主体 地域活動グループ (LAG: Local action group) …当該地域のコミュニティ、自治体等の公的機関、民間企業、個人を構成員とし、これらのパートナーシップにより設立される会社又は協同組合
(2003年現在、938グループ)

・対象プロジェクト

①個別の農村地域事業への助成

(例) グリーン・ツーリズム (農家民宿整備)、地場産業振興 (地場産品の付加価値向上、産品紹介へのIT活用)、農村在住女性・若者の就業促進 等

②農村地域間の協力の支援 (共同プロジェクトや技術支援経費)

③ネットワーク化 (成功例情報の共有等のネットワーク支援)

・補助対象メニュー LAG運営資金、普及宣伝活動等

(※インフラは対象外)

・EUによるLAG選定の際の基準

パートナーシップ、地域立脚型、実験的、ボトムアップ、地域間・越国境的協力、採算性、環境への配慮等

→LAGは、競い合ってより優れた事業計画を提出して助成を申請、選ばれたグループのみ補助金を獲得できる仕組み

LEADER+の予算配分(2000～2006年)

国 名	予算額 (ユーロ)
ベルギー	1,500万
デンマーク	1,600万
ドイツ	2 億4,700万
ギリシャ	1 億7,200万
スペイン	4 億6,700万
フランス	2 億5,200万
アイルランド	4,500万
イタリア	2 億6,700万
ルクセンブルク	200万
オランダ	7,800万
オーストリア	7,100万
ポルトガル	1 億5,200万
フィンランド	5,200万
スウェーデン	3,800万
英 国	1 億600万
複数国のネットワーク	4,000万
合 計	20億2,000万

諸外国の地域振興関連施策

諸外国の地域振興関連施策は、地域の様々な主体が国に対して事業提案を行い、国は自らの戦略に合致する事業を評価・選定する形式や、広域的目的を達成するためのプロジェクトの役割分担を明確化し、選定された事業については、各団体が応分に資金を支出する形式など、地域の自主性は尊重しつつ、国自らの戦略の実現に資するものとなっている。

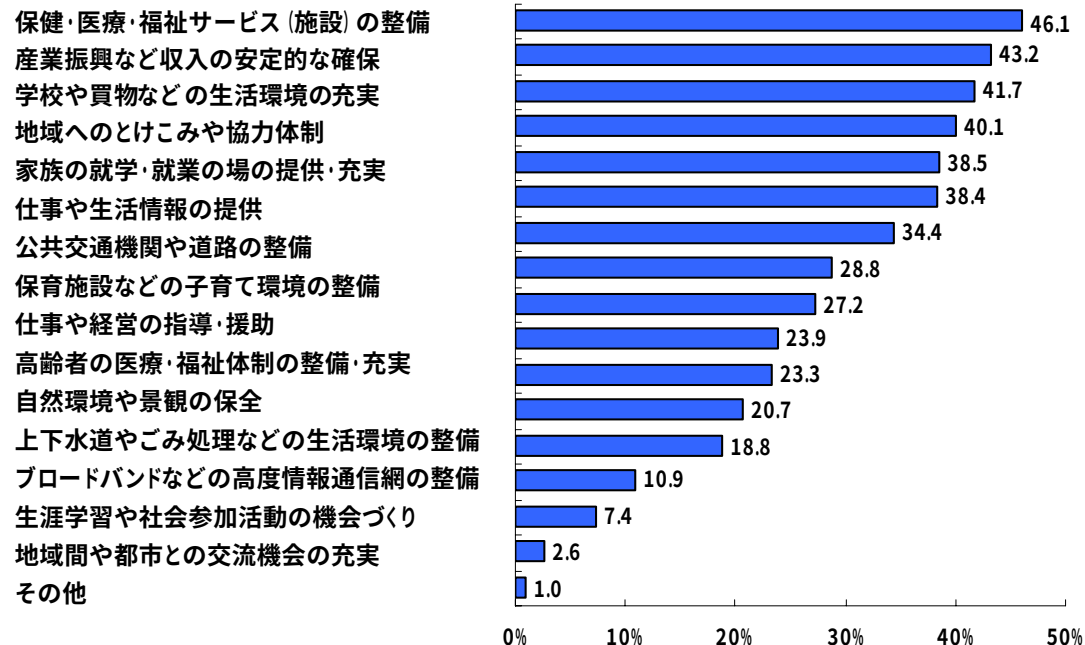
国名	イギリス	フランス	ドイツ
制度・施策名	包括再生補助金及び包括的予算制度 Single Regeneration Budget and Single Financial Framework	計画契約制度 Contrat de Plan	ジョイント・スキーム Gemeinschaftsaufgabe<Joint Responsibilities>
制度策定背景	・細分化した支援制度が硬直化、箱モノ中心の公共投資に始終。 ・地方分権の流れの中で地域の自主的な施策が可能となる制度が希求。	・歴史的に強力な基礎自治体であるコミューンが存在し、包括的な国土整備に齟齬（例：政府策定計画と州計画の整合性がとれない、都市計画権限を保有するコミューンが細分化、広域行政ニーズへの対応ができない等）。	・地域計画は各州個別に行っており、経済水準にばらつきが存在。 ・連邦における地域間格差を解消し、都市部・農村部の停滞地域を復興させるため、州の権限を抑え連邦政府による経済政策を展開する制度的基盤を確立する必要。 ・国全体の経済水準を一定以上に高める必要（特に東西ドイツ統一後の旧東ドイツ地域の経済水準向上）
法的根拠	・包括再生補助金制定法（1994年）→包括財政支援法（2000年） ・地域開発公社法（1998年）	・国土整備及び持続的開発のための基本法（1982年）（ボォワネ法） ・コミューン間連携の強化と簡略化に関する法律（1999年）（ジュベヌマン法）	・ドイツ連邦共和国基本法改正（1969年） ・ジョイントスキーム法
制度の内容	・各省庁に分散していた地域支援のための個別プログラムによる20の補助制度を包括再生補助金（SRB）に一本化。 ・SRBは、イングランド内の地域間格差是正、生活水準向上を目的とし、地域の雇用指導、経済活性化に活用できる包括補助金。政府独立機関である地域開発公社（RDA）に配分され、各RDAの裁量で活用。事業主体は公共団体、民間団体、チャリティ団体などの官民パートナーシップが義務化される。地域貧困度指数に基づき貧困・荒廃度の高いところに優先的に配分。 ・包括的予算制度（SFF）はSRBを含め11の地域振興のための補助金（農村開発、住宅、教育、社会福祉等）を一つの予算として統合し、省庁ごとの制約事項をなくし地方の自主性に応じた柔軟な運用、補助金申請の簡素化を図るとともに、各RDAの地域経済戦略計画の達成に必要な事業に対し効果的に補助金を拠出しその成果の最大化を可能にしようとするもの（2002年から制度化）。 ・SFFの各地域（RDA）への予算は、地域需要に係る諸要素（人口、GDP、貧困区域、失業率等）の加重平均により算出し、配分。 ・RDAには予算支出に自由裁量がある一方、目的達成度（雇用創出・維持、工業跡地の有効利用、企業誘致数等）について、毎年指標に基づいた政府の評価を受けなければならない。	・国はボォワネ法に基づく総合サービス計画（SSC）を策定（高等教育及び研究、文化など9分野）、州議会はこれに基づき州整備開発計画（SRADAT）を作成（大規模施設、社会基盤、全体の利益になるサービスの立地等に関する中期的基本方針）。国土整備フレームに基づき、国と州、州とコミューン連合体が計画契約を締結（国と州、州とコミューンの計画契約は都市圏契約と特別地域契約の2種類）。 ・計画契約制度により、国は包括的な国土整備が可能となる一方、地域でもコミューンレベルから自主的に国土整備についてのニーズを主張する場が形成。 ・契約で定められた大規模プロジェクトの実施に当たっては、コミューン、県、州、国などの様々な団体からの合同資金調達が可能となった。	・それまで州の財源だった所得税・法人税・売上税の50%を連邦政府に移管したジョイントスキーム基金が原資。 ・地域振興施策の対象事業は、民間企業を対象とした産業関連投資、自治体を対象としたインフラ投資の2種。連邦政府と州が特定地域のプロジェクトについて支出の一定割合を共同負担。 ・補助金は連邦政府と各州代表で構成される計画委員会が策定する総合計画に基づき配分等を決定。計画委員会は主要産業団体、商工会、政府関係者から構成される小委員会の意見を収集し、反映。 ・対象地域指定に当たっては雇用確保を重視。通勤圏をベースに国を区分した地域を対象に、4種の指標（地域の失業率、所得、インフラ整備状況、将来人口予測）を重み付けた指標に基づき配分を決定。 ・監査機関による資金運用状況のモニタリング、支援地域区分見直し時の支援効果の測定（マクロ経済分析、個別事業について支援した場合・しなかった場合の比較）

過疎地域で望まれる施策

近年過疎地域市町村にU・Iターンした住民に対して行ったアンケート調査では、過疎地域に長く住み続けるために必要な施策として、「保健・医療・福祉サービス（施設）の整備」や「産業振興など収入の安定的な確保」が上位に挙げられている。

図 過疎地域に長く住み続けてもらうために必要な施策

(複数回答あり)

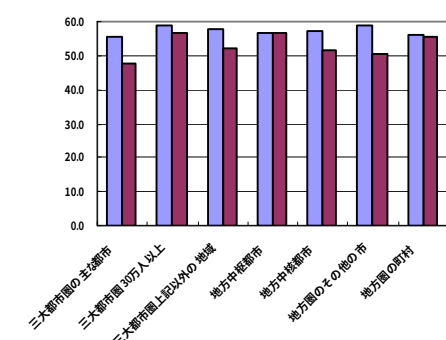


(平成7年から平成12年の間に過疎地域に転入した人に対するアンケートの結果より、N=916)

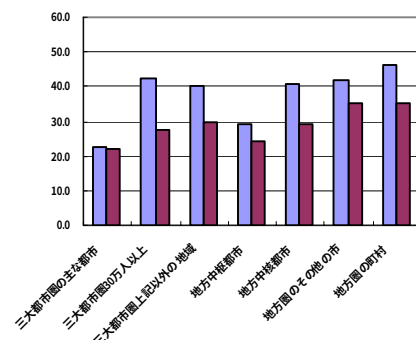
(出典) 総務省「平成16年度版 過疎対策の現況」

居住地域ごとに望まれている生活環境の改善内容

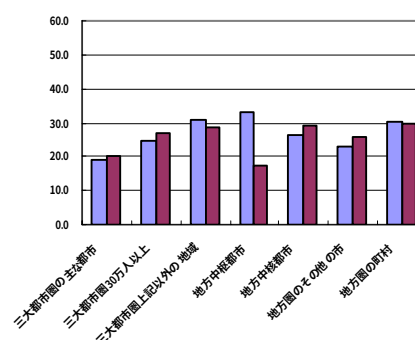
今後良くなってほしい生活環境に関する世論調査では、地方圏では、大都市圏に比べ、生活環境施設、働く場を挙げる者が相対的に多くなっている。



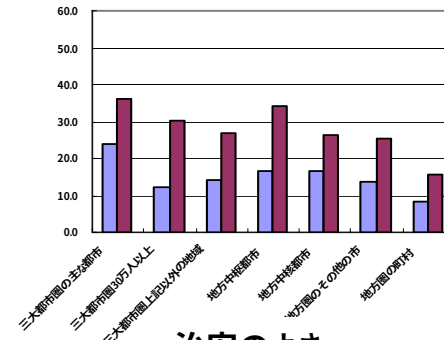
医療・福祉



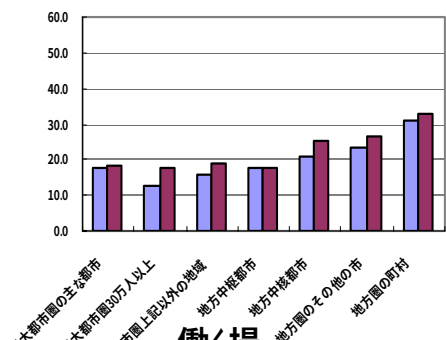
生活環境施設 (道路、下水道、公園など)



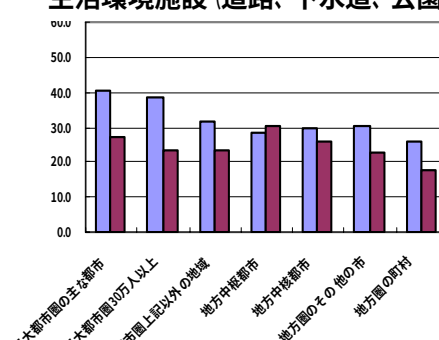
交通の利便性



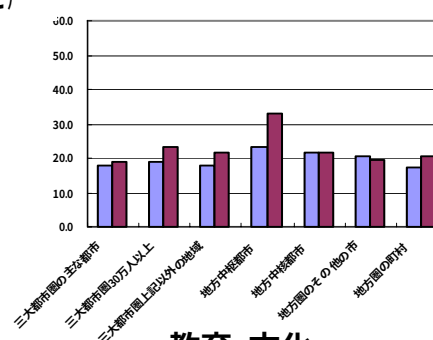
治安のよさ



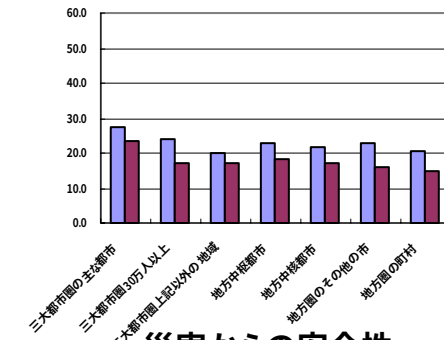
働く場 (雇用機会、労働環境)



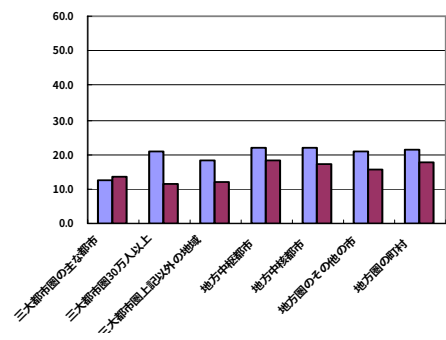
自然環境



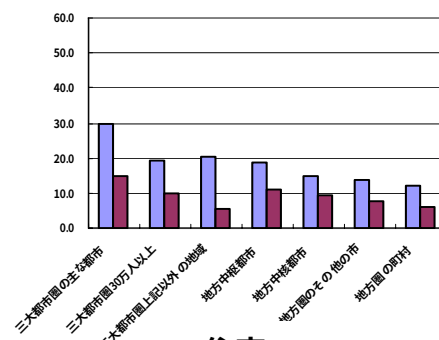
教育・文化



災害からの安全性



地域社会における人間関係



住宅

(注)

「三大都市圏」：東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、三重、岐阜、大阪、京都、奈良、兵庫の各都府県

「三大都市圏の主要都市」 東京都区部及び横浜・名古屋・大阪等の政令指定都市

「三大都市圏30万人以上」 川口・岐阜・堺等及び県庁所在地

「地方中核都市」 札幌・仙台・広島・福岡・北九州

「地方中核都市」 人口30万人以上の都市及び県庁所在地

平成8年
平成13年

(出典) 総理府「これからの国づくりに関する世論調査 (平成8年)」及び内閣府「国土の将来像に関する世論調査 (平成13年)」を基に、国土交通省国土計画局作成

市町村合併の状況等

市町村数の変遷

平成11年3月31日 平成18年4月1日

3,232

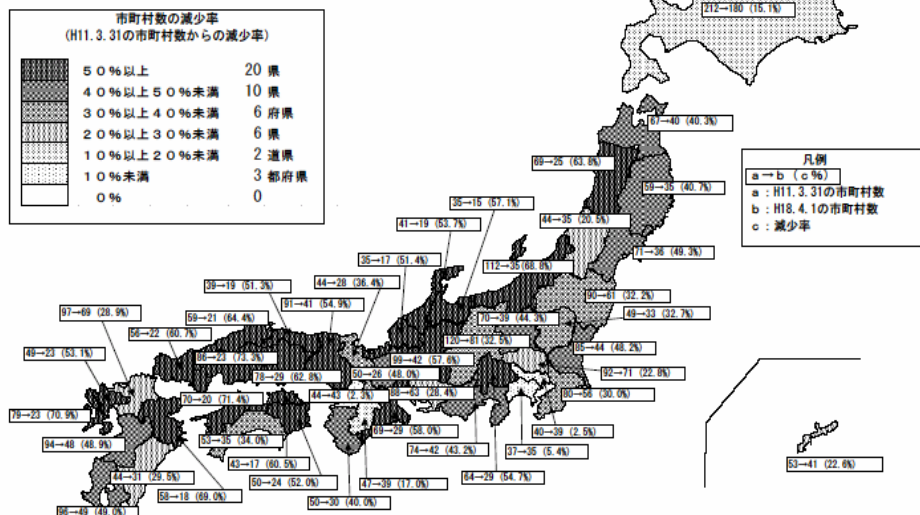


1,820

※総務大臣告示済み

全国の合併市町村の状況 (H18.1.23までの告示済み分)

3232市町村 (H11.3.31) が1820 (H18.4.1) になる見込みです。

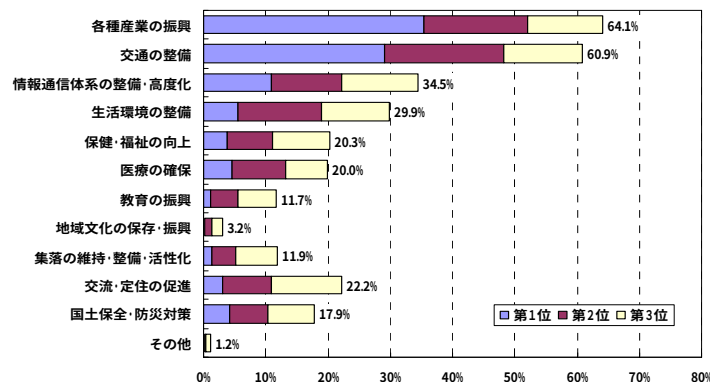


※ 合併新法による合併2件を含む。

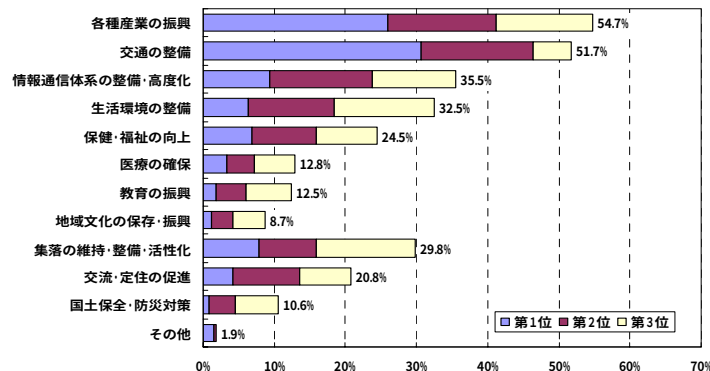
過疎地域市町村が、都道府県等に対して最も支援を期待している事業分野は、各種産業の振興や交通の整備の2つに集中している。

過疎市町村が都道府県・合併後の新市それぞれに期待する事業分野

過疎市町村が都道府県に期待する事業分野(分野を3つまで選択、回答市町村数=571)

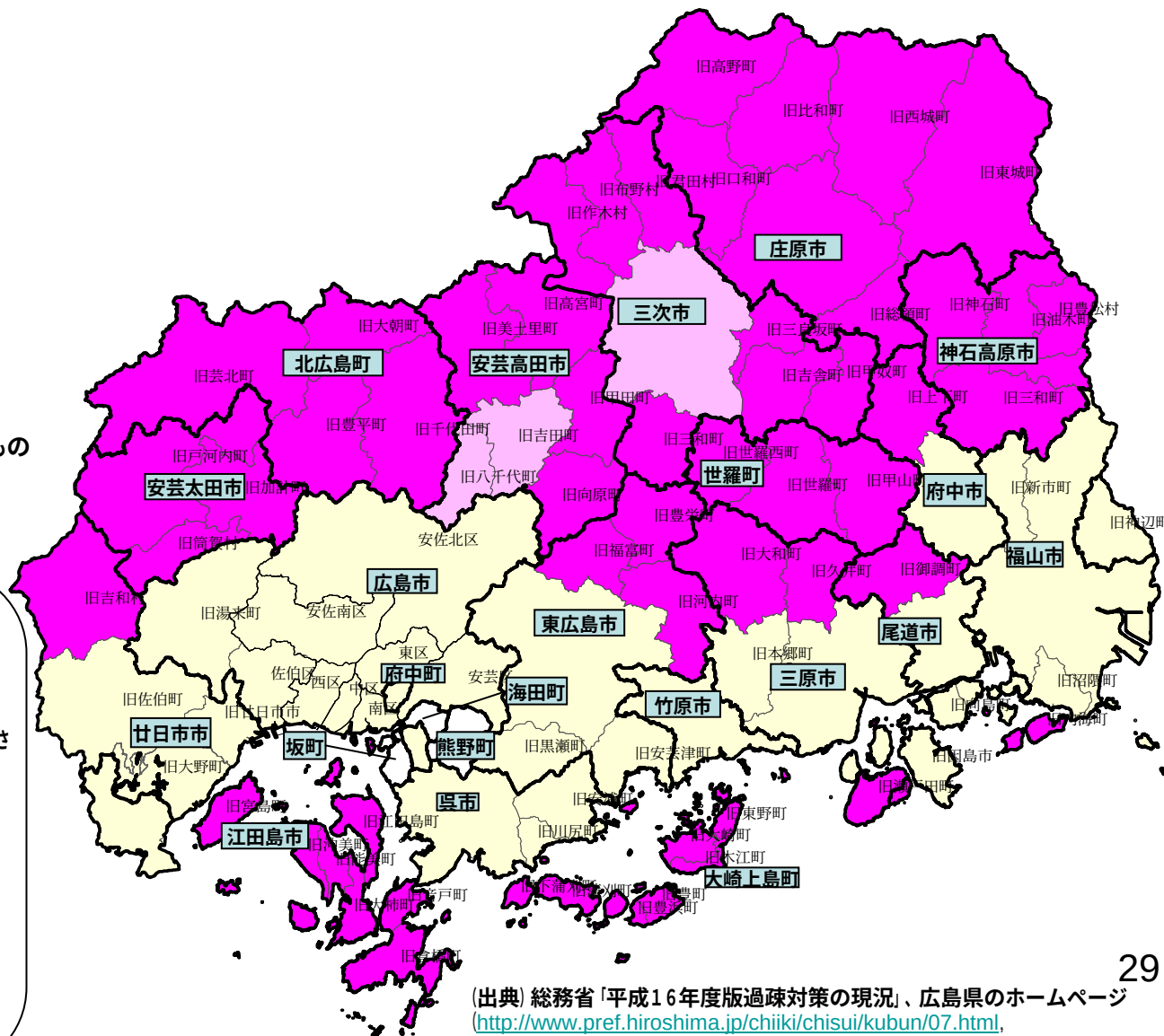
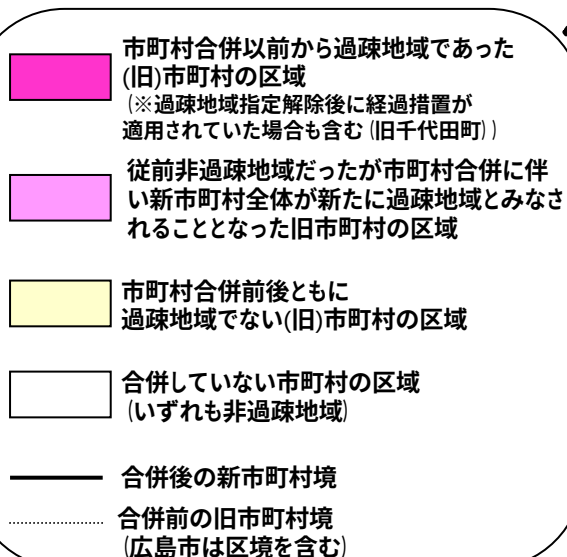


過疎市町村が合併後の新市に期待する事業分野(3つまで選択、回答市町村数=265)



市町村合併による過疎地域指定の変化 (広島県の例)

※平成15年1月から平成18年3月までの
市町村合併に伴う過疎地域指定の変化を表したもの



(出典) 総務省「平成16年度版過疎対策の現況」、広島県のホームページ
<http://www.pref.hiroshima.jp/chiiki/chisui/kubun/07.html>,
http://www.pref.hiroshima.jp/chiiki/kouiki/gapei/pdf/doukou_060110.pdf,
<http://www.pref.hiroshima.jp/chiiki/chusankan/kaso/> 等を基に国土交通
省国土計画局作成

過疎地域の指定要件と合併市町村の特例

通常の過疎地域指定要件 (過疎法第2条、第32条)

- ・人口要件 以下のいずれかを満たす
 - ①35年間 (昭和40年～平成12年) 人口減少率が30%以上、
 - ②35年間人口減少率25%以上＋平成12年高齢者率 (65歳以上) 24%以上、
 - ③35年間人口減少率25%以上＋平成12年青年層率 (15歳～30歳未満) 15%以下
 - ④25年間 (昭和50年～平成12年) 人口減少率が19%以上
(ただし①～③の場合、25年間人口増加率が10%未満)
- ・財政力要件
平成10～12年度の財政力指数平均0.42以下＋平成12年度の公営競技収益13億円以下

合併市町村の特例 (過疎法第33条、過疎法施行規則)

過疎地域の市町村を含む合併市町村

以下の要件を満たす場合

合併市町村全体が過疎地域とみなされる

以下の要件を満たさない場合

旧過疎市町村の区域のみが過疎地域とみなされる

- ・人口要件
平成12年人口が昭和40年人口及び昭和50年人口のいずれよりも減少
- ・財政力要件
合併直近3ヶ年度の財政力指数平均0.42 (合併後5ヶ年度に限り0.71) 以下
- ・住民福祉要件
交通通信、生活環境、高齢者保健・福祉、医療、教育、文化等の施設等の整備が不十分なため住民福祉の向上が阻害されている
- ・旧過疎市町村の割合要件 以下のいずれかを満たす
 - ①旧過疎市町村区域の人口が新市町村の総人口の3分の1以上
 - ②旧過疎市町村区域の面積が新市町村の総面積の2分の1以上

今後の過疎対策について(平成16年6月過疎問題懇談会)

「今後の過疎対策について」～後期5カ年計画の推進に向けて～(概要)

○はじめに

過疎対策実施の結果、公共施設整備は進展したものの、人口減少・高齢化、産業経済の停滞、生活基盤の格差等、過疎地域には依然として課題が残される。

一方、地域間交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等の時代潮流の変化の中、過疎地域には、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」等我が国全体の中で新たな意義と役割。過疎対策は過疎地域住民のためだけでなく、すべての国民のための国土対策の重要な一環。

○過疎地域を取り巻く動向について

(1) 少子高齢化の進行

(2) 国・地方を通じる財政状況の悪化

(3) 地方分権と三位一体の改革

過疎地域に税源が乏しく財政力に大きな格差がある実情を踏まえ、国の財政再建のために過疎地域が切り捨てられることのないよう、適切な対応が必要。また、過疎地域は国土保全等の多面的機能を有し、国民の生活や経済の根元を支える重要な国民共有の財産であることに留意。

(4) 市町村合併

国土保全等の機能維持のため、都市と農山漁村が共生する新しい基礎自治体を形成するという視点が重要。また、過疎市町村の合併に際しては、統治の住民の地域への思いやこれまでの取組を活かす仕組みを考える必要。

(5) 新たな住民自治の動き

地域経営の視点で、地域の住民サービスを行政と住民等が協働し相互に連携して新しい公共空間を形成していくことが求められ、住民自治への在り方の工夫・強化が必要。

(6) 都市と農山漁村の共生・対流

○後期5カ年計画の推進に向けて

(1) 過疎地域の自立促進

財源不足の中、国から教育や福祉等に必要な一定の財政支援は受けつつ、豊かな地域資源を活用し、住民福祉の安定向上、地域経済の振興、地域文化の振興等、地域の自立性を高め、個性豊かな地域となることが重要。

(2) 重点的取組

住民自治の充実や地域経済力の向上等社会的・経済的自立が強く認識され、これまで重視されたナショナルミニマムとしての「安全・安心な暮らしづくり」に加え、住民主体の「生きがいづくり」を支援する視点が重要に。特にソフト面の施策に住民との協働、市町村間連携、既存施設の利活用など創意工夫による積極的取組が求められる。

○具体的施策の方向について

(1) 産業の振興

地域の中に新たに経済活動を作り出すという視点から、地域資源等を活かし、コミュニティビジネスなど内発型産業の育成が有効。その際、専門的、実践的ノウハウを有する人材が必要不可欠であり、外部人材の導入の検討も必要。また、「食」の安全性や文化的側面への高まりを踏まえ消費者動向に対応した農林水産業の振興も重要。

(2) 情報通信基盤の整備と活用

地理的情報格差の是正を目ざし、情報通信基盤の整備強化及びそれを利用した地域の活性化が必要かつ重要。

(3) 地域間交流の促進

良好な環境や美しい景観、地域の暮らしに育まれた生活の知恵を守り、引き継いでいくことが期待され、交流の持続拡大のため都市住民のニーズを把握し多くのリピーターや交流居住者を獲得する努力が必要。

(4) 少子化への対応

集落機能維持の重要な役割を担う小中学校の児童数減少による統廃合に対応するため、山村・漁村留学、都市部の学校との体験交流等の取組が重要。

(5) 住民参加による地域経営

「地区力点検」(集落にある地域資源の見直し・再評価)を行う等、住民が自治の担い手として当事者意識を持って主体的に行動を起こすきっかけづくりや、集落の課題等現状認識を共有する中で今後の対策を見いだすことが重要。相互扶助等伝統的な集落機能の再構築を図ることが必要。

(6) 人材の育成

少人数で広範な分野の課題に取り組む必要があるため、コーディネーター的人材が不可欠。団塊の世代を呼び込み、新たな活躍の場を提供することも検討されるべき。

○推進体制

(1) 市町村における推進体制 地域住民の自発的な発想を基にし、多様な主体の参画を求めることが必要。

(2) 都道府県の役割 広域の圏域における戦略的・効果的な行政展開の必要性の観点からの役割が注目。

(3) 国の役割 現在実施されている特別措置は、今後とも継続が必要。ソフト事業への支援のあり方について検討が必要。

○今後の過疎対策のあり方について

国全体が人口減社会になることや市町村合併の進展など過疎地域を取り巻く動向や条件不利地域の振興のあり方等を念頭に置きつつ、事前に早い段階から基本的な枠組みに関する検討を進めることが必要。